

# 大分県労働委員会会報

第68号

(令和4年版)

大分県労働委員会事務局

# 大分県労働委員会会報目次

第1章	労働委員会の概要と組織	1
第1節	概 要	1
1	労働委員会とは	1
2	労働委員会の機能	1
3	労働委員会の特色	1
第2節	大分県労働委員会	2
1	大分県労働委員会の組織	2
2	大分県労働委員会の業務	2
3	大分県労働委員会の会議	2
4	大分県労働委員会名簿（委員・事務局職員・あっせん員候補者）	3
第3節	総会等の開催状況	10
1	総 会	10
2	公益委員会議	12
第2章	労働情勢の概要	13
第3章	令和4年における審査・調整の実施状況	14
1	不当労働行為事件	14
2	調整事件	14
第4章	審 査	15
第1節	不当労働行為事件	15
1	係属及び終結の状況	15
2	事件の概要	15
第2節	証人等出頭命令	16
第3節	再審査事件	16
第4節	行政訴訟事件	16
第5節	労働組合の資格審査	16
1	概 況	16
2	組合資格審査取扱一覧表	16
第5章	調 整	17
第1節	労働争議の調整	17
1	概 況	17
2	労働争議調整事件調整状況一覧表	20
3	事件の概要	21
第2節	個別労働関係紛争のあっせん事件	25
1	概 況	25
2	個別労働関係紛争事件調整状況一覧表	29
3	事件の概要	30
第3節	争議行為予告及び労働争議実情調査	32
1	争議行為予告	32
2	労働争議実情調査	34
第6章	労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知	36
第1節	労働相談の概況	36
1	労働相談の状況（令和4年1月～12月）	36
2	年別相談件数の推移	36
第2節	労働相談週間	37
1	実施期間	37
2	相談件数等	37
第3節	個別労働紛争処理制度周知月間	38
第7章	会議及び研修	39
1	全国会議	39
2	九州地区会議	40
3	研究・研修	42

## 【資料編目次】

1	不当労働行為審査事件の推移	48
2	労働組合の資格審査の推移	50
3	労働争議調整事件の推移	51
4	個別労働関係紛争あっせん事件の推移	55
5	年別相談件数の推移	56
6	労働組合数、組合員数、推定組織率の状況	56
7	労働争議の発生状況(大分県)	57
8	県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移	58
9	委員	59
10	事務局組織・職員数	60
11	大分県労働委員会規則	61

# 第1章 労働委員会の概要と組織

## 第1節 概 要

### 1 労働委員会とは

- (1) 労働委員会とは、労働者の団結権の擁護及び労働関係の公正な調整を図るため、労働組合法第19条の12第1項、地方自治法第180条の5第2項に基づき都道府県に設置された独立行政委員会である。
- (2) 労働委員会は、公益を代表する「公益委員」、労働者を代表する「労働者委員」及び使用者を代表する「使用者委員」の三者から構成される行政機関である。
- また、委員会には事務局が置かれ、委員会の業務を補佐し、委員会の事務上の窓口となり、当事者と委員との連絡調整を担っている。

(労働委員会の構成)

任 期	2年	
人 数	公 益 委 員	弁護士、大学教授 等 5～13名
	労働者委員	労働組合の役員 等 5～13名
	使用者委員	経営者、会社役員 等 5～13名
身 分	非常勤の地方公務員	
任命権者	都道府県知事	
任命手続	公 益 委 員	労使委員の同意を得て任命
	労働者委員	労働組合の推薦に基づき任命
	使用者委員	使用者団体の推薦に基づき任命

### 2 労働委員会の機能

労働委員会は、憲法で保障された労働基本権の保護と労使関係の安定を目的とし、迅速、的確に不当労働行為の審査を行うとともに、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう合理的、弾力的な方法で労働紛争の調整に当たっており、機能は次のように大別される。

- (1) 主として不当労働行為の審査や労働組合の資格審査を行う。(判定機能)
- (2) 労使の間に入ってあつせん、調停、仲裁等により争議・紛争を解決に導く。(調整機能)

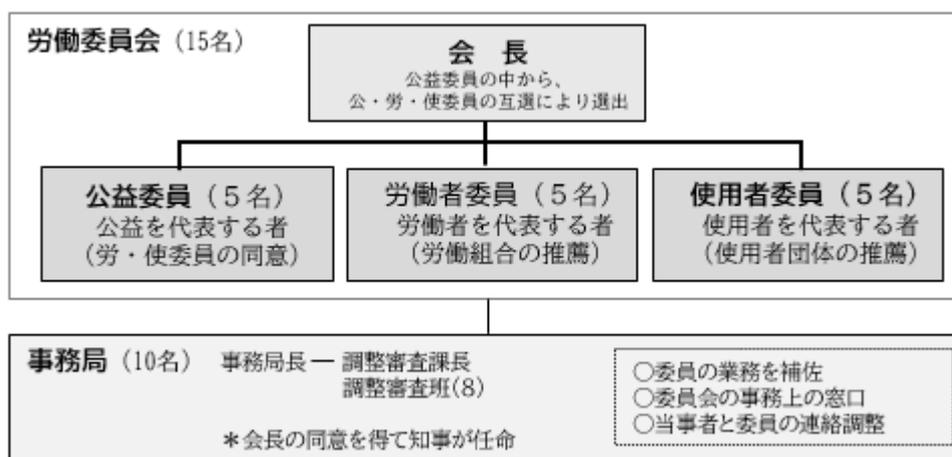
### 3 労働委員会の特色

労使間の諸問題は、労使双方が誠意をもって話し合い、自主的に解決することが最も望ましい姿であるが、話し合いがまとまらず、当事者間で解決することが困難な場合、公平な第三者として労働委員会が労使の仲立ちをし、よりよい労使関係形成の手助けを行っている。

労働委員会の審査、あつせんは、原則として公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で担当し、労働者委員、使用者委員がそれぞれの当事者の主張を十分聴いた上で、相手の立場に立って解決のための合意形成を図り、実質的な効果を伴った解決を目指すのが最大の特色であり、裁判と異なって簡易、迅速、かつ手数料等も不要となっている。

## 第2節 大分県労働委員会

### 1 大分県労働委員会の組織



### 2 大分県労働委員会の業務

主な業務は、以下の4つである。

その他、労働組合の資格審査、争議行為の予告通知と発生通知の受理及び労働争議の実情調査、地方公営企業における使用者の利益代表の範囲の認定・告示等の事務を担っている。

なお、(2)の労働争議や(3)個別労働関係紛争における「あっせん」は、労働委員会が直接行う調整手続ではなく、労働委員会の会長によって指名されたあっせん員が行うものであり、あっせん員候補者も総会の決議によりあらかじめ定められている。

- (1) 労働組合法及び労働関係調整法に基づく集团的労使関係に関わる不当労働行為事件の審査、判定業務
- (2) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁業務
- (3) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき知事から事務委任された個別労働関係紛争のあっせん (平成14年4月から実施)
- (4) 審査やあっせんに繋ぐために独自に実施する労働相談

### 3 大分県労働委員会の会議

労働委員会は合議制の行政機関であり、また、労使間の諸問題についての準司法的機能を有する行政機関であることから、事案に応じて適宜各種会議を開催し、事務の処理に当たっている。主な会議については、以下のとおりである。(開催状況については8～9頁に掲載。)

- (1) 総会 (労組法21条、労委規3条1項1号)  
公労使の委員全員で行う会議。原則として毎月第2及び第4火曜日に定例総会を開催しており、そのほか必要に応じ臨時総会を開催することとなっている。
- (2) 公益委員会会議 (労組法24条1項、地公労法16条の2、労委規3条1項2号)  
公益委員のみの権限とされている事項を審議するために開催するもの。
- (3) 調停委員会会議 (労調法19条、労委規3条2項)
- (4) 仲裁委員会会議 (労調法31条、労委規3条2項)

#### 4 大分県労働委員会名簿

##### (1) 第47期委員 任期:令和4年2月16日～令和4年7月26日 (◎会長 ○会長代理)

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 清水 立茂	弁護士	第46期～
	柴田 尚子	元大分県生活環境部長	第46期～
	渡邊 博子	大分大学経済学部教授	第47期～
	三浦 恭子	一級建築士	第43期～
労働者委員	幹事委員 佐藤 寛人	連合大分会長	第44期～
	石本 健二	日本製鉄大分労働組合組合長	第47期～
	林 大介	UAゼンセン大分県支部支部長	第47期～
	新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	原口 享子	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	兒玉 雅紀	株式会社オーシー代表取締役副社長	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社常務取締役	第45期～
	高野 浩子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役常務	第46期～

(2) 第47期委員 任期:令和4年7月27日～令和4年9月4日 (◎会長 ○会長代理)

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 清水 立茂	弁護士	第46期～
	柴田 尚子	元大分県生活環境部長	第46期～
	渡邊 博子	大分大学経済学部教授	第47期～
	三浦 恭子	一級建築士	第43期～
労働者委員	幹事委員 新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	石本 健二	日本製鉄大分労働組合組合長	第47期～
	林 大介	UAゼンセン大分県支部支部長	第47期～
	原口 享子	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	兒玉 雅紀	株式会社オーシー代表取締役社長	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社取締役副社長	第45期～
	高野 浩子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役常務	第46期～

**(3) 第47期委員** 任期: 令和4年9月5日～令和6年2月15日 (◎会長 ○会長代理)

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 清水 立茂	弁護士	第46期～
	柴田 尚子	元大分県生活環境部長	第46期～
	渡邊 博子	大分大学経済学部教授	第47期～
	三浦 恭子	一級建築士	第43期～
労働者委員	幹事委員 新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	山本 悦子	連合大分女性委員会委員長	第47期～
	石本 健二	日本製鉄大分労働組合組合長	第47期～
	林 大介	UAゼンセン大分県支部支部長	第47期～
	原口 享子	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	兒玉 雅紀	株式会社オーシー代表取締役社長	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社取締役副社長	第45期～
	高野 浩子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役常務	第46期～

**(4) 事務局職員**

職名	氏名	異動年月日	氏名	異動年月日
事務局 長	田邊 隆司	令4.4.1転入	稲垣 守	令4.3.31退職
調整審査課 長	笹原 良宣			
課長補佐 (総括)	河野 秀樹			
主 幹	安藤 恵美			
副 主 幹	清水 りえ			
主 査	大里 正芳			
専 門 員	中尾 徳利			
主 事	榊 笙吾	令4.4.1転入	都甲 卓哉	令4.3.31転出
非常勤職員	岩田 章			
非常勤職員	足立 美奈利			

# 第47期委員 (任期:令和4年2月16日～令和4年7月26日)

## 公益委員



深田 茂人  
会長



清水 立茂  
会長代理



柴田 尚子  
委員



渡邊 博子  
委員



三浦 恭子  
委員

## 労働者委員



佐藤 寛人  
幹事委員



石本 健二  
委員



林 大介  
委員



新宮 高志  
委員



原口 享子

## 使用者委員



藤野 久信  
幹事委員



兒玉 雅紀  
委員



白川 憲一  
委員



高野 浩子  
委員



熊埜御堂康昭  
委員

# 第47期委員 (任期:令和4年7月27日～令和4年9月4日)

## 公益委員



深田 茂人  
会 長



清水 立茂  
会 長 代 理



柴田 尚子  
委 員



渡邊 博子  
委 員



三浦 恭子  
委 員

## 労働者委員



新宮 高志  
幹 事 委 員



石本 健二  
委 員



林 大介  
委 員



原口 享子  
委 員

## 使用者委員



藤野 久信  
幹 事 委 員



兒玉 雅紀  
委 員



白川 憲一  
委 員



高野 浩子  
委 員



熊埜御堂康昭  
委 員

# 第47期委員 (任期: 令和4年9月5日～令和6年2月15日)

## 公益委員



深田 茂人  
会 長



清水 立茂  
会 長 代 理



柴田 尚子  
委 員



渡邊 博子  
委 員



三浦 恭子  
委 員

## 労働者委員



新宮 高志  
幹 事 委 員



山本 悦子  
委 員



石本 健二  
委 員



林 大介  
委 員



原口 享子  
委 員

## 使用者委員



藤野 久信  
幹 事 委 員



兒玉 雅紀  
委 員



白川 憲一  
委 員



高野 浩子  
委 員



熊埜御堂康昭  
委 員

(5) あっせん員候補者（労働関係調整法第10条）

大分県労働委員及び事務局職員の異動に伴い、令和4年4月12日、令和4年7月26日、及び令和4年9月13日付けで委嘱及び解任を行った。

	あっせん員候補者氏名	委嘱期間
公益委員	深 田 茂 人	平28. 2. 9 ~
	清 水 立 茂	令 2. 2. 17 ~
	柴 田 尚 子	令 2. 2. 17 ~
	渡 邊 博 子	令 4. 2. 22 ~
	三 浦 恭 子	平26. 2. 12 ~
労働者委員	新 宮 高 志	令 2. 2. 17 ~
	山 本 悦 子	令 4. 9. 13 ~
	石 本 健 二	令 4. 2. 22 ~
	林 大 介	令 4. 2. 22 ~
	原 口 享 子	令 4. 2. 22 ~
	佐 藤 寛 人	平28. 2. 9 ~ 令 4. 7. 26
使用者委員	藤 野 久 信	令 2. 2. 17 ~
	兒 玉 雅 紀	令 2. 2. 17 ~
	白 川 憲 一	平30. 2. 13 ~
	高 野 浩 子	令 4. 2. 22 ~
	熊埜御堂 康昭	令 2. 2. 17 ~
事務局職員	田 邊 隆 司	令 4. 4. 12 ~
	笹 原 良 宣	令 3. 4. 13 ~
	稲 垣 守	令 3. 4. 13 ~ 令 4. 4. 11

### 第3節 総会等の開催状況

労働委員会の重要事項は、すべて合議制の会議で決定され、労働委員会規則第3条第1項に基づく総会及び公益委員会議並びに同条第2項に基づく調停委員会の会議及び仲裁委員会の会議がある。

#### 1 総 会

令和4年総会の開催状況は次のとおりである。

#### 総会開催状況一覧表

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1711 ※	1. 25	1 令和3年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公表について 2 第1回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1712 ※	2. 8	1 令和4年2月16日開催の臨時総会スケジュールについて
1713 (臨時)	2. 16	1 会長及び会長代理の選挙 2 第47期労働委員会委員定例総会開催計画(案)について 3 令和4年以降の大分県労働委員会主要会議等日程について
1714 ※	2. 22	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 「あっせん事件(調整)に関する事務処理要領」の一部改正について 3 第688回公益委員会議(令和4年2月8日開催)について 4 (調)事件(令和4年第1号)あっせん申請について 5 争議行為予告 6 令和3年度「悩まず どんとこい労働相談週間」(令和4年2月1日～2月7日)における相談状況について 7 労働委員会あての申請等の電子申請の受付開始について
1715 ※	3. 8	1 第689回公益委員会議(令和4年2月22日開催)について 2 (調)事件(令和4年第1号)について 3 争議行為予告 4 大分県労働委員会会報 第67号(令和3年版)について
1716 ※	3. 22	1 (調)事件(令和4年第1号)について 2 争議行為予告 3 2021年度九ブロ労委労協第2回幹事会及び事例・命令研究会について(報告) 4 令和3年度九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議について(報告) 5 令和4年度公労使委員研修の実施について
1717 ※	4. 12	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 第690回公益委員会議(令和4年3月22日開催)について 3 (調)事件(令和4年第1号)について 4 争議行為予告 5 「第2回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会議事録について
1718 ※	4. 26	1 (調)事件(令和4年第1号)について 2 第89回九州労働委員会連絡協議会の開催について 3 定例総会における事務局の配席について
1719 ※	5. 10	1 (調)事件(令和4年第1号)について
1720 ※	5. 24	1 第691回公益委員会議(令和4年5月10日開催)について 2 (調)事件(令和4年第1号)について 3 令和4年度九州労働委員会会長会議について(報告) 4 令和4年度委員研究会の実施について

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1721 ※	6.14	1 (調)事件(令和4年第1号)の終結について(解決) 2 (個)紛争(令和4年第1号)あっせん申請について 3 争議行為予告 4 2022年度九州ブロック労委労協総会・研修会について(報告)
1722 ※	6.28	1 (個)紛争(令和4年第1号)について 2 争議行為予告 3 令和4年度九州労働委員会連絡協議会について(報告)
1723 ※	7.12	1 (個)紛争(令和4年第1号)について 2 2022労委労協命令研究会について(報告) 3 第3回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1724 ※	7.26	1 あっせん員候補者の解任について 2 (個)紛争(令和4年第1号)について 3 第4回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1725 ※	8.23	1 第692回公益委員会議(令和4年8月10日開催)について 2 (個)紛争(令和4年第1号)について 3 2022労委労協命令研究会(令和4年7月7日開催)について(報告)
1726	9.13	1 あっせん員候補者の委嘱について 2 資格審査の終結について 3 (個)紛争(令和4年第1号)について 4 令和4年度「個別労働関係紛争処理制度」周知月間における取組について 5 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について
1727 ※	9.27	1 (個)紛争(令和4年第1号)について 2 九州ブロック労委労協2022年第1回幹事会について(報告) 3 第48回九州地区労働委員会使用者委員研修会について(報告)
1728 ※	10.11	1 (個)紛争(令和4年第1号)の終結について(解決) 2 あっせんにおける代替あっせん員について 3 第5回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1729 ※	10.25	1 第693回公益委員会議(令和4年10月11日開催)について 2 資格審査の終結について 3 争議行為予告 4 2022年度労委労協命令研究会(10月6日)について(報告) 5 令和3年度「悩まず どんとこい労働相談週間」(10月1日～7日)における相談状況について
1730 ※	11. 8	1 争議行為予告 2 第6回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について 3 第77回全国労働委員会連絡協議会総会について
1731 ※	11.22	1 争議行為予告 2 令和4年度九州労働委員会公益委員連絡会議について(報告) 3 令和4年度公労使委員合同研修について(報告)
1732 ※	12.13	1 (調)事件(令和4年第2号)あっせん申請について 2 争議行為予告 3 第77回全国労働委員会連絡協議会総会について(報告) 4 第90回九州労働委員会連絡協議会の開催について
1733 ※	12.27	1 (調)事件(令和4年第2号)あっせんについて 2 令和4年度公労使委員個別紛争専門研修について(報告) 3 第78回全労委総会の議題について 4 第7回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について 5 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施について

※ ※印はオンライン併用開催

- (不) 事件：不当労働行為事件の略  
 (調) 事件：労働争議の調整事件の略  
 (個) 紛争：個別労働関係紛争の略

## 2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により、公益委員のみの権限とされている事項を審議するものである。

令和4年中の開催状況は次のとおりである。

通算回数	開催期日	主 要 議 題
688	2. 8	1 法人登記に伴う資格審査 (X 1 組合)
689 ※	2. 22	1 法人登記に伴う資格審査 (X 1 組合)
690	3. 22	1 法人登記に伴う資格審査 (X 1 組合)
691 ※	5. 10	1 法人登記に伴う資格審査 (X 1 組合) 2 労組法第5条第2項第7号(会計報告)に関する公益委員会議確認事項について
692	8. 10	1 委員推薦に伴う資格審査 (X 2 組合)
693 ※	10. 11	1 法人登記に伴う資格審査 (X 1 組合)

※ ※印はオンライン併用開催

## 第2章 労働情勢の概要

### <国内情勢>

- (1) **雇用動向** (厚生労働省「一般職業紹介状況(令和4年12月分他)」、総務省「労働力調査(令和4年12月分)」)  
令和4年12月の有効求人倍率(季節調整値)は1.35倍(前月比±0ポイント)であった。令和4年平均の有効求人倍率は1.28倍となり、前年を0.15ポイント上回った。  
令和4年12月の完全失業率(季節調整値)は2.5%で、前月と同率。また、年平均の完全失業者数(率)は179万人(2.6%)となり、前年の195万人(2.8%)に比べ16万人の減となった。
- (2) **労働組合の組織動向** (厚生労働省 令和4年(2022年)労働組合基礎調査(令和4年6月30日現在))  
単一労働組合の労働組合数は23,046組合、労働組合員数は999万2千人で、前年に比べ労働組合数は346組合(1.5%)の減、労働組合員数は8万6千人(0.8%)の減となった。  
また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は16.5%で、前年に比べ0.4ポイント低下している。  
労働組合員数(単位労働組合)のうち、パートタイム労働者の労働組合員数は140万4千人と前年に比べ4万1千人(3.0%)の増、全労働組合員数に占める割合は14.1%で前年に比べ0.5ポイント上昇している。
- (3) **労働組合の活動状況**
- ① **春季賃上げ** (厚生労働省 令和4年民間主要企業春季賃上げ・妥結状況)  
民間主要企業(定期昇給込みの賃上げ額の妥結額などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業。以下同じ。)358社の平均妥結額(加重平均)は6,898円で、前年(5,854円)に比べ1,044円の増、令和元年(6,790円)に比べ108円の増となった。  
また、現行ベース(交渉前の平均賃金)に対する賃上げ率は2.20%で、前年(1.86%)に比べ0.34ポイント増、令和元年(2.18%)に比べ0.02ポイントの増となった。  
賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を上回り、コロナ禍前の令和元年をわずかに上回った。
- ② **夏季一時金** (厚生労働省 令和4年民間主要企業夏季一時金妥結状況)  
民間主要企業381社の夏季一時金の平均妥結額(加重平均)は832,340円で、前年に比べ58,708円(7.59%)増加した。
- ③ **年末一時金** (厚生労働省 令和4年民間主要企業年末一時金妥結状況)  
民間主要企業367社の年末一時金の平均妥結額(加重平均)は842,978円で、前年に比べ60,780円(7.77%)増加した。

### <県内情勢>

- (1) **雇用動向** (厚生労働省大分労働局「大分県の雇用情勢(令和4年12月分)」)  
令和4年12月の有効求人倍率(季節調整値)は、前月と同水準の1.40倍となった。
- (2) **労働組合の組織動向** (県雇用労働政策課「労働組合基礎調査結果(令和4年6月30日現在)」)  
令和4年の労働組合数は445組合、組合員数は67,654人で、前年に比べ組合数は10組合の減、組合員数は1,142人(1.7%)の減となった。県内の非単位組合及び非独立組合員を含めた組合員数は75,073人で、前年に比べ970人減少し、推定組織率は14.8%(概算値)となり、前年に比べ0.4ポイント下回った。  
また、パートタイム労働者の労働組合員数は7,461人で、前年に比べ10人(0.1%)増加し、全組合員数に占める割合は9.9%となり、前年に比べ0.1ポイント上回った。

### 第3章 令和4年における審査・調整の実施状況

#### 1 不当労働行為事件

該当なし

#### 2 調整事件

##### (1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和4年(調)第1号	あっせん	・懲戒解雇の撤回 ・申請者組合員の介助記録表の開示 (2021年1～9月分)	4.2.8	2回	1回	113日	4.5.31	解決	
令和4年(調)第2号	あっせん	・申請者組合員の夏賞与が昨年と比べて引き下げとなった理由及び根拠を誠実に説明すること ・申請者組合員の夏賞与の引き下げについて再度検討され、昨年同様に1ヶ月分を支給すること ・団体交渉にあたっては具体的資料を示しながら丁寧な説明を行うなど、誠実な対応をとること	4.11.21	3回	—	—	—	係属中	

##### (2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	あっせん事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和4年(個)第1号	あっせん	・元の職場への復帰 ・パワハラ加害者の元上司との職場環境の調整	4.6.6	2回	1回	108日	4.9.21	解決	

※処理日数は、申請年月日（当日含む）から終結年月日（当日含む）までの日数をいう。

## 第4章 審 査

### 第1節 不当労働行為事件

#### 1 係属及び終結の状況

労働組合法第7条の不当労働行為事件について、令和4年中の新規申立てはなかった。

#### (事件の件数及び平均所要日数)

過去5年間における事件の件数及び平均所要日数の推移は、次のとおりである。

区分 年	終 結 区 分								総 数	
	命令・決定		関与和解		無関与和解		取 下			
	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数
H30							2	212	2	212
31・R元	1	713							1	713
2			2	404					2	404
3										
4										
1件当り 平均	1	713	2	404			2	212	5	389

#### 2 事件の概要

該当なし

## 第2節 証人等出頭命令

令和4年中は、労働組合法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令はなかった。

## 第3節 再審査事件

令和4年中は、当労委の命令・決定を不服として中央労働委員会へ申立てがなされた再審査事件はなかった。

## 第4節 行政訴訟事件

令和4年中は、当労委の命令・決定を不服とする行政訴訟はなかった。

## 第5節 労働組合の資格審査

### 1 概況

労働委員会規則第22条の規定に基づく組合資格審査について、令和4年中の新規申請は1件、前年からの繰越となったもの1件と合わせ、計2件である。  
終結の状況は、適合となったものが2件である。

### 2 組合資格審査取扱一覧表

No.	審査番号	組合名	組合員数	申請年月日	申請事由	終結年月日	終結状況
1	令和3年第2号	X1組合	4,834	R3.10.19	法人登記	R4.10.18	適合
2	令和4年第1号	X2組合	1,939	R4.7.26	委員推薦	R4.8.23	適合

## 第 5 章 調 整

### 第 1 節 労働争議の調整

#### 1 概 況

労働関係調整法に規定するあっせん、調停、仲裁について、令和 4 年の取扱状況は、次のとおりである。

##### (1) 取扱件数

令和 4 年の取扱件数は、あっせん 2 件であり、すべて新規係属事件である。

##### (2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況

新規係属の 2 件は、いずれも合同労組からの申請によるものである。

主要調整事項別では、「一時金」と「解雇」がそれぞれ 1 件となっている。

産業別では、社会保険・社会福祉・介護事業が 1 件、廃棄物処理業が 1 件であった。

##### (3) 終結状況

係属事件 2 件については、1 件が解決で終結し、1 件が係属中である。

##### (4) 終結事件処理日数

終結事件の延べ処理日数は 113 日で、平均処理日数は 113 日であった。

#### 調整区分別申請及び取扱件数

年 区分		H25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	計
		新	あ	9	3	4	1		2	2		2
規	っ											
申	せ											
請	ん	9	3	4	1	0	2	2	0	2	2	25
	調											
	停											
	裁											
	小	9	3	4	1	0	2	2	0	2	2	25
	計											
	前年からの繰越（あっせん）											-
	取	9	3	4	1	0	2	2	0	2	2	-
	扱											
	件											
	数	9	3	4	1	0	2	2	0	2	2	-

#### 申請者別申請等件数

年 区分		H25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	計
		組	9	3	4	1		1	2		2	2
使							1					1
用												
者												
申												
請												
双												
方												
申												
請												
職												
権												
合		9	3	4	1	0	2	2	0	2	2	25
計												

### 主要調整事項別申請件数

区分		年										計
		H25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	
経済的 事項	賃上げ											0
	一時金										1	1
	解雇手当						1					1
	その他											0
	小計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
非経済的 事項	労働協約	1										1
	解雇	2		1	1						1	5
	配置転換・出向		1	1								2
	団交促進	4	1					1				6
	その他	2	1	2			1	1		2		9
小計	9	3	4	1	0	1	2	0	2	1	23	
合計		9	3	4	1	0	2	2	0	2	2	25

### 産業別申請件数

区分		年										計
		H25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	
< 建設業 >							1			1		2
< 製造業 >				1				1				2
食料品製造業												0
パルプ・紙・紙加工品製造業				1								1
窯業・土石製品製造業								1				1
< 運輸業 >				2								2
鉄道業				1								1
道路貨物運送業				1								1
< 卸売業、小売業 >		2	1	1	1							5
< 不動産業、物品賃貸業 >												0
< 学術研究、専門・技術サービス業 >		1										1
技術サービス業		1										1
< 宿泊業・飲食サービス業 >		1						1				2
< 医療、福祉 >		5	1				1				1	8
医療業		5	1				1					7
社会保険・社会福祉・介護事業											1	1
< 教育、学習支援業 >												0
< サービス業 >			1							1	1	3
労働者派遣業												0
廃棄物処理業			1							1	1	3
その他のサービス業												0
合計		9	3	4	1	0	2	2	0	2	2	25

### 終結状況・解決率

区分	年										
	H25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	計
解 決	2		2	1			1		2	1	9
打 切 り	1	1	2			1					5
取 下 げ	3	2					1				6
規則65条第2項（不開始）	3					1					4
合 計	9	3	4	1	0	2	2	0	2	1	24
解 決 率 （ % ）	66.7	0.0	50.0	100.0	-	0.0	100.0	-	100.0	100.0	64.3

注1) 解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解 決 件 数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2) 被申請者があつせんに応じなかった場合については、令和元年（平成31年）より不参加による「打ち切り」に計上（以前は「規則65条第2項（不開始）」に計上）。

### 終結事件処理日数

区分	年										
	H25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	計
11 日 以 下											0
11 ～ 20 日	3	1				1					5
21 ～ 30 日	2	1									3
31 ～ 60 日	4		3				2				9
61 ～ 90 日			1	1					2		4
91 日 以 上		1				1				1	3
件 数 計	9	3	4	1	0	2	2	0	2	1	24
延 べ 処 理 日 数	265	152	201	76	-	115	109	-	176	113	1,207
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	29.4	50.7	50.3	76.0	-	57.5	54.5	-	88.0	113.0	50.3

## 2 労働争議調整事件調整状況一覧表

NO	事件番号	申請者	申請年月日	業種	調整事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	終結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	令和4年 (調) 第1号	労	4.2.8	社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	・懲戒解雇の撤回 ・申請者組合員の介助 記録表の開示 (2021年1～9月分)	深 田 新 宮 兒 玉	4.2.7 事前調査(申請者) 4.3.3 事前調査(被申請者) 4.5.31 第1回あっせん	4.5.31	113	解決	大里 安藤
2	令和4年 (調) 第2号	労	4.11.21	廃棄物 処理業	・申請者組合員の夏賞 与が昨年と比べて引 き下げとなった理由及 び根拠を誠実に説明 すること ・申請者組合員の夏賞 与の引き下げについ て再度検討され、昨 年同様に1ヶ月分を 支給すること ・団体交渉にあたって は具体的資料を示し ながら丁寧な説明を 行うなど、誠実な対 応をとること	深 田 原 口 藤 野	4.11.29 事前調査(申請者) 4.12.21 事前調査(被申請者)				大里 安藤 中尾

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

### 3 事件の概要

#### (1) 令和4年(調)第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1 労働組合
	被申請者 (使用者側)	株式会社 Y 1 (業種) 社会保険・社会福祉・介護事業 (従業員数) 40名
申請年月日	令和4年2月8日	
終結年月日	令和4年5月31日 (処理日数 113日)	
終結区分	解決	
調整事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒解雇の撤回</li> <li>・申請者組合員の介助記録表の開示 (2021年1～9月分)</li> </ul> ※あっせん申請時、現職復帰があっせん事項として列挙されていたが、令和4年3月24日に現職復帰取下げの申し入れがあった。	
あっせん員	深田茂人 (公)、新宮高志 (労)、兒玉雅紀 (使)	
<p>1 事件の概要</p> <p>X 1 労働組合 (以下「X 1 組合」という。) の組合員 (以下「A 1」という。) は、令和元年7月31日までヘルパーステーションを運営していた。常勤職員が足りずに事務所を廃止することになり、8月1日から株式会社 Y 1 (以下「Y 1 会社」という。) に吸収合併されたことから、Y 1 会社の社員になった。</p> <p>A 1 は、Y 1 会社が行っていた移動支援に係る記録方法や車両使用料の徴収について Y 1 会社と異なる考えを持っていた。他にも介護事業に関しての考え方の違いから様々な問題が起き、A 1 と Y 1 会社との間に確執が生じていた。</p> <p>また、他にも Y 1 会社の介助サービス利用者である N 氏に対し、A 1 が不適切な支援を行ったこともあった。</p> <p>令和3年12月4日、A 1 は Y 1 会社から令和3年12月31日での懲戒解雇を通知された。A 1 はこの懲戒解雇について X 1 組合に相談し、X 1 組合に加入した。</p> <p>X 1 組合は、Y 1 会社が A 1 に対して、①懲戒解雇の撤回、現職復帰②A 1 の介助記録表の開示 (2021年1～9月分) を求め、令和4年1月14日に Y 1 会社と団体交渉を行った。しかし、話し合いは双方平行線のままで解決に至らなかったため、あっせん申請を行った。</p> <p>2 申請者の主張</p> <p>通常の懲戒の場合、就業規則の中の懲戒規定により、程度の軽いものから順次適用して指導教育するプロセスが必要である。A 1 に対しての懲戒について段階的なプロセスがなく、最初の処分が懲戒解雇であり、一番強い懲戒処分がいきなり適用されている。懲戒の仕方として、手順を検討する余地があるのではないか。解雇理由についても、Y 1 会社は A 1 に十分な弁明の機会を与えていない。今回の懲戒解雇の処分は懲戒権の濫用である。</p> <p>また、A 1 が書いた介助記録が適正に残されているのか確認したいため、介助記録表の開示を求めたい。</p> <p>3 被申請者の主張</p> <p>X 1 組合には、解雇理由を説明したうえで団体交渉を行っている。</p> <p>A 1 が問題を起こしたので懲戒について対応していたところに、次々に A 1 に関わる新たな問題が発生するといった状況であり、Y 1 会社としては、一つ一つの問題に対して処分をする時間がなかった。A 1 には懲戒解雇をすることについての聴き取りは行っていないが、複数のこれまでの問題の中でその都度聴き取りを行っており、それが弁明の機会となっている。</p> <p>また、介助記録表については、個人情報であり内部資料であるため、開示することはできない。</p>		

#### 4 あっせんの経緯及び結果

令和4年2月7日 事前調査（申請者）

3月3日 事前調査（被申請者）

5月31日 第1回あっせん

本事件は、A1が都合によりあっせんに参加できず、A1とX1組合がWEB会議や電話で意思疎通を図り、一方ではX1組合とY1会社の双方から代理人があっせんに参加するなど稀なケースであった。

調整事項について、金銭の支払を伴う懲戒解雇撤回に難色を示していたY1会社に対し、A1は金銭にこだわりがなかったため、当初、短時間で解決するかに思えた。しかし、Y1会社からお互いに誹謗中傷をしないことやA1の反省を促す文言を協定書に盛り込んでほしいとの要望があったため、協定書の内容についてX1組合とY1会社の理解を得ることに困難を極めた。Y1会社からは本日解決できなければ中間合意をして、後日再開しても構わないとの意見があり、本日中の解決は無理かと思われた。しかし、公労使あっせん員が、A1とY1会社ともに不適切なところがあったことや早期解決のメリットを粘り強く説明し説得した結果、お互いの譲歩を引き出すことができ、事件は解決で終結した。

## (2) 令和4年(調)第2号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 2 労働組合
	被申請者 (使用者側)	株式会社 Y 2 (業種) 廃棄物処理業 (従業員数) 19名
申請年月日	令和4年11月21日	
終結年月日		
終結区分		
調整事項	・申請者組合員の夏賞与が昨年と比べて引き下げとなった理由及び根拠を誠実に説明すること ・申請者組合員の夏賞与の引き下げについて再度検討され、昨年同様に1ヶ月分を支給すること ・団体交渉にあたっては具体的資料を示しながら丁寧な説明を行うなど、誠実な対応をとること	
あっせん員	深田茂人(公)、原口享子(労)、藤野久信(使)	
1 事件の概要 X 2 労働組合(以下「X 2 組合」という。)の組合員(以下「A 2」という。)は、勤務している株式会社 Y 2(以下「Y 2 会社」という。)から解雇の処分を受けたことから、A 2 は X 2 組合に加入した。その後、労働審判で解雇処分を撤回させ復職を果たし、賃金についても裁判の末、和解した。その後、更なる賃金の見直しが行われ、令和2年1月、X 2 組合は Y 2 会社との間で、A 2 の新たな賃金を確認し労働協約を締結した。その後、X 2 組合と Y 2 会社との間で、A 2 の更なる賃金引下げについての団体交渉が行われたが、合理的理由が認められないとして X 2 組合が A 2 の賃金引下げを拒否した。以後、X 2 組合と Y 2 会社との間で、賃金引下げの話し合いは行われていない。 令和4年6月に従業員へ支給された夏賞与において、従業員19名中5名が夏賞与の支給額を引き下げられたが、A 2 だけが約25万円も引下げられていた。 X 2 は Y 2 会社と A 2 の夏賞与が大幅に引下げられた理由の説明と昨年並みの支給を求めて令和4年10月19日に団体交渉を実施したが、交渉は決裂した。 X 2 は、今後、団体交渉を実施しても進展が見込めないことから、あっせん申請を行うことになった。		
2 申請者の主張 (1) 令和4年6月、従業員19名への夏賞与の支給に際し、昨年と比べ5名が支給額を引き下げられたが、組合に加入している A 2 だけが25万円も引下げられた。 (他の従業員は1～4万円の引下げ) (2) A 2 は以前、不当解雇を労働審判、裁判で撤回させ復職を果たしたが、その後も会社では組合敵視の労務管理が続けられている。 (3) Y 2 会社から賃金引下げの提案を受け、令和2年1月に新しい賃金を確認、労働協約にした。ところがその後も賃金引下げの要請が続き、A 2 だけに「行動改善評価シート」を提出させ、面談では Y 2 会社の代表者と社労士が A 2 の記載内容を非難するというやり取りが続いていた。その後団体交渉を経て行動改善評価シートによる評価は中止となったものの、賃金引下げの提案があったことから再度団体交渉を行い、合理的理由が認められないことを理由に賃金引下げを拒否したところ、賃金引下げの話もなくなった。		

(4) A2の賞与が大幅に引下げられた理由の説明と昨年並みの支給を求めて令和4年10月19日に団体交渉を実施したが、Y2会社は代理人弁護士のみしか出席せず、賞与引下げの理由を説明するどころか、説明する法的根拠がないため説明の必要がないことの説明に終始しており、今後交渉を実施しても進展が見込めないことから、あっせん申請を行ったものである。

### 3 被申請者の主張

(1) 賞与は賃金規程に基づいて支給されている。本来、A2は評価が基準に足りていないため、前年の冬賞与から支給額が引下げられる予定であった。当時賃金引下げの協議の最中だったので、A2の合意が取れるよう、賞与の引下げを見送った経緯がある。

(2) A2には、復職後、業務が軽くなったにもかかわらず解雇前の水準の賃金を支払っている。調整手当を払う条件として、職務において賃金額に見合う目標設定など条件を課したものの、達成されなかったことから、仕事に見合った賃金に減額したい旨組合に協議をしたところ、和解の時の条件で会社はこの額に合意しているとして、話し合いに応じてもらえていない。

(3) A2とも面談を繰り返し、賃金内容に見合った業務改善や提案に取り組んでほしいという話は直接しているが、A2からは「忙しい、時間がなくて出来ない」等の出来ない理由しか返ってこない。

1年前にオーナーが変わり、「年功序列ではなく若い世代を評価して伸ばしていく」というオーナーの意向で、評価基準が大きく変わっている。言われたことだけしかやらない従業員より、コミュニケーションを取り、自ら創意工夫する従業員を評価するようになった。

(4) 賃金の減額を求めて長く交渉する中では、この1年近くはA2への評価を含めて資料を開示して説明している。それでも、X2組合は、令和2年の合意書の内容にこだわり会社の話を全く聞き入れないため、Y2会社としても苦慮している。賞与については、特に資料等を用いての説明はしていないが、12月13日にX2組合へ送付した回答書の中で、過去の支給事例において必ずしも支給額が固定されていることはなく、Y2会社の評価基準に即した適正額を支給する見解を示した。

### 4 あっせんの経緯

令和4年11月29日 事前調査（申請者）

12月21日 事前調査（被申請者）

X2組合及びY2会社の事前調査を実施し、あっせんは翌年に繰り越した。

## 第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件

### 1 概況

個別労働紛争の解決の促進に関する法律に規定するあっせん事件について、令和4年の取扱状況は、次のとおりである。

#### (1) あっせん事件取扱件数

令和4年の取扱件数は1件であり、新規係属事件である。

#### (2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況

新規係属の1件は、労働者からの申請によるものである。

あっせん事項別では、「配転」、「職場の人間関係」がそれぞれ1件ずつであった。

産業別では、教育・学習支援業1件であった。

#### (3) 終結状況

係属事件については、解決で終結となった。

#### (4) 終結事件処理日数

終結事件の延べ処理日数は108日であった。

### 個別労働関係紛争のあっせん事件申請及び取扱件数

区分	年							H31 R元	2	3	4	計
	H25	26	27	28	29	30						
新規申請	2	3	1	1	2		2	1	2	1	15	
前年からの繰越	1					1		1			-	
取扱件数	3	3	1	1	2	1	2	2	2	1	-	

### 申請者別申請件数

区分	年							H31 R元	2	3	4	計
	H25	26	27	28	29	30						
労働者申請	2	3	1	1	2		2	1	2	1	15	
使用者申請											0	
双方申請											0	
合計	2	3	1	1	2	0	2	1	2	1	15	

あっせん事項別申請件数

区分	年										
	H25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	計
新規申請件数	2	3	1	1	2	0	2	1	2	1	15
経営または人事	4	2	1	0	4	0	3	1	2	1	18
解雇	2	2	1		1		1		1		8
配置転換、出向・転籍	2									1	3
復職					1						1
退職					1						1
勤務延長、再雇用											0
その他経営または人事					1		2	1	1		5
賃金等	1	1	0	1	0	0	1	0	1	0	5
賃金未払い	1	1									2
賃金増額											0
賃金減額							1		1		2
一時金				1							1
退職一時金											0
解雇手当											0
諸手当											0
その他賃金											0
労働条件等	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
年次有給休暇		1									1
時間外労働											0
安全・衛生											0
労働保険											0
その他の労働条件等							1	1			2
職場の人間関係	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
セクハラ											0
嫌がらせ								1		1	2
その他	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	3
その他		1			1				1		3
総計	5	5	1	1	5	0	5	3	4	2	31

注) 件数は、1件あたり複数の項目があるため、申請件数とは一致しない。

産業別申請件数

区分	年											
	H25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	計	
< 農 業 >												0
< 建 設 業 >												0
< 製 造 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食 料 品 製 造 業												0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業												0
印 刷 ・ 同 関 連 業												0
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業												0
そ の 他 の 製 造 業												0
< 情 報 通 信 業 >	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
通 信 業			1	1								2
< 運 輸 業 ・ 郵 便 業 >	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	4
道 路 旅 客 運 送 業					1							1
道 路 貨 物 運 送 業	1				1							2
郵 便 業									1			1
< 卸 売 業 ・ 小 売 業 >	1								1			2
< 金 融 業 ・ 保 険 業 >												0
< 不 動 産 業 >												0
< 宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス 業 >	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宿 泊 業												0
飲 食 店		1										1
< 生 活 関 連 サービス 業 >	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
美 容 業												0
娯 楽 業		1										1
< 教 育 ・ 学 習 支 援 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
教 育 業											1	1
< 医 療 ・ 福 祉 >	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
医 療 業							2					2
社会保険・社会福祉・介護事業												0
< サービス 業 >	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
自 動 車 整 備 業												0
労 働 者 派 遣 業												0
そ の 他 の 事 業 サービス 業								1				1
そ の 他 の サービス 業		1										1
合 計	2	3	1	1	2	0	2	1	2	1		15

### 終結状況・解決率

区分	年										
	H25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	計
解 決	3	1	1			1	1			1	8
打 切 り		1			1			2	2		6
取 下 げ		1									1
不 開 始				1							1
合 計	3	3	1	1	1	1	1	2	2	1	16
解 決 率 ( % )	100.0	50.0	100.0	-	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	57.1

注1) 解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解 決 件 数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2) 令和元年（平成31年）から、被申請者があっせんに応じなかった場合は、不参加による打切りに計上。

### 終結事件処理日数

区分	年										
	H25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	計
11 日 以 下											0
11 ~ 20 日											0
21 ~ 30 日	1	2		1							4
31 ~ 60 日	2	1	1		1			1	2		8
61 ~ 90 日							1	1			2
91 日 以 上						1				1	2
件 数 計	3	3	1	1	1	1	1	2	2	1	16
延 べ 処 理 日 数	114	88	40	30	59	118	66	122	83	108	828
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	38	29.3	40	30.0	59.0	118.0	66.0	61.0	41.5	108.0	51.8

## 2 個別労働関係紛争事件調整状況一覧表

NO	事件番号	申請者	申請年月日	業種	あつせん事項	あつせん員 (公) (労) (使)	調整経過	終結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	令和4年 (個) 第1号	労	4.6.6	教育業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元の職場への復帰</li> <li>・パワハラ加害者の元上司との職場環境の調整</li> </ul>	柴田 石本 熊埜御堂	4.6.6 事前調査(申請者) 4.6.22 事前調査(被申請者) 4.9.21 第1回あつせん	4.9.21	108	解決	榎安藤

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

### 3 事件の概要

#### (1) 令和4年(個)第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1
	被申請者 (使用者側)	Y 1 法人 (業種) 教育・学習支援業 (従業員数) 259名
申請年月日	令和4年6月6日	
終結年月日	令和4年9月21日 (処理日数 108日)	
終結区分	解決	
あっせん事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元の職場への復帰</li> <li>・パワハラ加害者の元上司との職場環境の調整</li> </ul>	
あっせん員	柴田尚子(公)、石本健二(労)、熊埜御堂康昭(使)	
<p>1 事件の概要</p> <p>申請者であるX 1は平成19年からY 1法人に専門職として採用され、A所で勤務していた。X 1は、A所勤務当初以来10年近く上司であるZ 1から暴言などのハラスメントを受けていた。</p> <p>平成29年にA所長及びZ 1からのハラスメント行為により体調を崩して病気休職した。</p> <p>平成30年にY 1法人の系列であるB所で復職し、現在もB所に勤務している。復職の際にY 1法人とハラスメント行為について合意書を締結し和解した。合意書の内容は①双方がハラスメント行為であったことに同意(Y 1法人はハラスメントとは認めず、「行き過ぎた指導」を認めるとの認識)②ハラスメント加害者のZ 1に対し処分を行う③X 1の復職先が希望するA所にならなかったことから、今後のX 1の人事異動については合意書締結から3年経過後に双方で見直しの協議を行うとなっていた。③の協議は、合意書の起算日についてX 1とY 1法人の間で認識に相違があったため、合意書締結から4年経過後にX 1とY 1法人、双方の代理人弁護士で次年度以降のX 1の異動先について協議を行った。この協議の場でY 1法人は退職者の動向が分からないことなどを理由として、X 1の異動先を明言しなかったため、話は進展しなかった。</p> <p>協議の結果を受けて、I休職前の職場であるA所への復帰、II元上司であるZ 1と同じ職場に配置しないで欲しいことの2点を求めあっせん申請に至った。</p> <p>2 申請者の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元の職場であるA所に復帰したい。③の協議についてもA所に意思表示を行っていたが、退職者の動向が分からない等の理由で協議を実施してもらえなかった。</li> <li>・Z 1と同じ組織で働くことは出来ない。A所に復帰する場合は、Z 1を別の組織へ異動させてほしい。</li> <li>・Z 1のハラスメント行為は現在も行われており、改善されていない。合意書の内容を厳密に履行して欲しい。</li> <li>・Y 1法人のハラスメント対策は不十分である。</li> </ul> <p>3 被申請者の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・X 1の人事についてはA所への異動で考えている。③の協議を希望する意思表示についてはA所からY 1法人に報告されていなかった。</li> <li>・X 1とZ 1は専門職であるため、人事配置に苦慮している。業務上の接点がないよう最大限の配慮を行うが、専門職は配置枠が限定的なため別の組織に異動させることは難しい。</li> </ul>		

- ・ Z 1 のハラスメント行為は現在行われていない。また合意書は、X 1 との間で交わしたものであるため、X 1 に対するハラスメント行為は再発しておらず、合意書の内容については履行されている。
- ・ 令和 3 年の 4 月から各所にハラスメント窓口を設置しており、連絡会議等の場で周知を行っているため、X 1 が知らないことはないと考える。

#### 4 あっせんの経緯及び結果

令和 4 年 6 月 6 日 事前調査（申請者）  
6 月 22 日 事前調査（被申請者）  
9 月 21 日 第 1 回あっせん

本事件は、X 1 の希望する「Z 1 との配置調整」に対して使用者側が難色を示していたため、解決に至ることは困難と思われた。X 1 の説得は困難であるため、使側あっせん員が粘り強く Y 1 法人に検討を依頼し、調整を行った結果、X 1 が希望する「Z 1 との配置調整案」を引き出し、事件は解決で終結した。

### 第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査

#### 1 争議行為予告

労働関係調整法第37条による公益事業の争議行為予告は37件で、うち当労委が直接受理したものは2件であった。

#### 争議行為予告一覧表

番号	受付 月 日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
1	2.10	全日本建設交運一般労働組合	道路貨物等	2022年春闘及び夏季一時金	中労委
2	2.18	国鉄労働組合	陸上旅客	2022年4月1日以降の賃金引上げ等	〃
3	2.24	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	2022年春闘要求	大分労委
4	2.25	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	陸上旅客	2022年4月1日以降の賃金引上げ等	中労委
5	〃	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	賃金表の改善等	〃
6	3.4	全国電力関連産業労働組合総連合	電 力	2022年春闘	〃
7	〃	全日本港湾労働組合	港 湾	賃金引上げ等	〃
8	〃	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2022年春闘要求	〃
9	〃	エヌ・ティ・ティ労働組合	通 信	賃金改善等	〃
10	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	〃
11	〃	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	賃金制度の確立・改善等	〃
12	3.11	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	22年春闘における賃金、臨時給、産別別最低賃金引上げ要求等	〃
13	〃	日本航空乗員組合	航 空	被解雇者の再雇用施策に関する特別要求	〃
14	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空乗員組合)	航 空	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	〃
15	〃	長崎バスユニオン	陸上旅客	2022年度賃金等	〃
16	3.18	長崎私交通労働組合	陸上旅客	2022年度賃金引き上げ等	〃
17	〃	全国港湾労働組合連合会	港 湾	労働条件及び産別協定の改定等	〃
18	4.1	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	賃金・諸手当等の改善等	〃
19	5.27	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	一時金の要求貫徹など、労働諸条件改善要求の実現	〃
20	6.3	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2022年夏闘要求(夏期一時金等)	〃

番号	受付 月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
21	6. 3	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	日本航空キャビンユニオンが行う争議行為に対抗	中労委
22	6.10	全日本空輸乗員組合	航 空	ANA/ANKの合併をめぐる問題に関する要求	〃
23	6.17	全日本港湾労働組合関西地方本部	港 湾	2022年夏季一時金	〃
24	8.19	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	2022年度統一要求の貫徹	〃
25	10.18	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	2022年秋闘統一要求	大分労委
26	10.21	全日本国立医療労働組合	病 院	賃金・労働条件の改善 (2022年春闘、2022年度秋闘における要求)	中労委
27	10.28	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金、労働協約改定等	〃
28	11. 4	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2022年年末要求 (年末一時金、ベースアップ等)	〃
29	〃	日本航空ユニオン	航 空	2022年年末要求 (年末一時金、復便対応等)	〃
30	〃	日本航空乗員組合	航 空	2022年年末要求 (DH、賃金及び年末一時金に関する要求等)	〃
31	〃	全日本港湾労働組合関西地方本部	港 湾	2022年冬季一時金要求等	〃
32	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	〃
33	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空ユニオン)	航 空	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	〃
34	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空乗員組合)	航 空	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	〃
35	11.11	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	賃金・一時金 (遡及削減の取消を含む。)等の要求	〃
36	11.25	長崎バスユニオン	陸上旅客	2022労働協約改定に関する要求等	〃
37	12. 2	長崎私交通労働組合	陸上旅客	2022年労働協約改定に関する要求	〃

## 2 労働争議実情調査

労働委員会規則第62条の2に基づく労働争議の実情調査（労働争議が発生するおそれがある状態も含む）のうち、県内に係るものは、前年から繰越したものが2件、令和4年中に争議行為予告があったものが31件で、計33件であった。

### 労働争議実情調査一覧表

事件番号	受付月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況	備 考
3-25	10.19	大分県医療生協労働組合	2021年秋闘統一要求	2.15	解決	3-30
3-26	〃	宇佐病院労働組合	〃	1.24	〃	3-30
1	2.10	全日本建設交運一般労働組合 大分県本部日田支部	2022年春闘及び夏季一時金	11.7	打切	1
2	2.24	大分県医療生協労働組合	2022年春闘要求	7.8	解決	3
3	〃	宇佐病院労働組合	〃	7.1	〃	3
4	〃	山本病院労働組合	〃	4.16	〃	3
5	2.25	大分赤十字病院労働組合	賃金表の改善等	3.31	打切	5
6	3.4	豊後通運労働組合	賃金制度の確立・改善等	4.16	解決	11
7	〃	東久大通運労働組合	〃	5.13	〃	11
8	〃	臼杵運送労働組合	〃	5.13	〃	11
9	〃	大分海陸労働組合	〃	4.7	〃	11
10	〃	大分運輸労働組合	〃	4.26	〃	11
11	〃	江藤運輸労働組合	〃	3.8	〃	11
12	3.11	大分交通労働組合	22年春闘賃金、臨時給要求等	3.23	〃	12
13	〃	大分バス労働組合	〃	3.23	〃	12
14	〃	日田バス労働組合	〃	3.23	〃	12
15	〃	亀の井バス労働組合	〃	3.23	〃	12
16	5.27	豊後通運労働組合	一時金の要求貫徹など、労働諸条件改善要求の実現	7.23	〃	19
17	〃	東久大通運労働組合	〃	7.28	〃	19
18	〃	臼杵運送労働組合	〃	5.27	〃	19
19	〃	大分海陸労働組合	〃	7.1	〃	19
20	〃	大分運輸労働組合	〃	5.27	〃	19
21	〃	江藤運輸労働組合	〃	7.4	〃	19
22	8.19	大分赤十字病院労働組合	2022年度統一要求の貫徹	8.26	打切	24
23	10.18	大分県医療生協労働組合	2022年秋闘統一要求	12.21	繰越	25
24	〃	宇佐病院労働組合	〃	12.12	解決	25
25	〃	山本病院労働組合	〃	12.21	〃	25
26	10.28	豊後通運労働組合	年末一時金、労働協約改定等	11.19	〃	27
27	〃	東久大通運労働組合	〃	12.19	〃	27

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況	備 考
28	10.28	臼杵運送労働組合	年末一時金、労働協約改定等	11.26	解決	27
29	〃	大分海陸労働組合	〃	10.28	〃	27
30	〃	大分運輸労働組合	〃	11.7	〃	27
31	〃	江藤運輸労働組合	〃	12.2	〃	27

## 第6章 労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知

### 第1節 労働相談の概況

当委員会では、労働紛争を未然防止すること及び不当労働行為事件の申立てや労働争議の調整・個別労働関係紛争のあっせんにつなぐことを目的に、労働相談を実施している。労働相談を通じて、労働委員会の認知度向上を図ることで、制度の活用や労働法令の周知に努めている。

#### 1 労働相談の状況（令和4年1月～12月）

令和4年の相談者数は158名、相談件数は305件であった。

区分		相談者別			内容別												
		労働者	使用者	計	団体交渉	経営・人事				賃金等				労働条件等		その他	計
						解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他		
相談件数	集団	13	0	13	7	2	1	1		1			3			6	21
	個別	137	8	145		(1) 15	12	2	39	33	2		(2) 19	22	65	(4) 75	(12) 284
	計	150	8	158	7	(1) 17	13	3	39	34	2	0	(2) 22	22	65	(4) 81	(12) 305
相談方法	来所	32	1	33	2	4	5	1	(2) 15	5	1		3	3	17	30	(2) 86
	電話	114	7	121	5	(1) 13	8	2	(2) 23	29	1	0	(2) 17	18	(1) 46	(4) 51	(10) 213
	その他 Eメール等	4		4					1				2	1	2		6
相談のうち、あっせんに至った件数	集団	2		2	1			1					1			1	4
	個別	1		1			1									2	3

注1) ( )内の数値は使用者からの相談分の件数で内数。

注2) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

#### 2 年別相談件数の推移

相談件数は305件で、前年に比べ7件の減少となった。

区分	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4
相談件数	383	319	251	238	294	320	313	211	312	305
うち 相談週間	144	119	85	72	109	113	96	84	109	120

## 第2節 労働相談週間

当委員会では、平成18年度から、労働委員会の特性を活かした紛争解決制度の利用促進を目的に、年2回（10月、2月）「悩まずどんとこい労働相談週間」を実施し、平日夜間及び土日も含め一週間、集中的に労働相談に応じている。

### 1 実施期間

第1回 令和4年 2月1日（火）～7日（月）

第2回 令和4年 10月1日（土）～7日（金）

### 2 相談件数等

区分	相談者別			内容別															
	労働者	使用者	計	団体交渉	経営・人事				賃金等				労働条件等		その他	計			
					解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他					
総計	相談件数			68	2	70	2	11	3	2	13	17	0	0	8	8	28	28	120
	相談方法	来所	4	0	4	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	2	4	11
		電話	64	2	66	2	10	2	1	11	17	0	0	8	8	26	24	109	
		その他			0														0
第1回	相談件数			41	1	42	1	6	3	1	7	11	0	0	4	8	18	16	75
	相談方法	来所	3	0	3	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3	7
		電話	38	1	39	1	6	2	0	6	11	0	0	4	8	17	13	68	
		その他			0														0
第2回	相談件数			27	1	28	1	5	0	1	6	6	0	0	4	0	10	12	45
	相談方法	来所	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	4
		電話	26	1	27	1	4	0	1	5	6	0	0	4	0	9	11	41	
		その他			0														0

注)内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

「悩まずどんとこい労働相談週間」周知のため、関係機関等にリーフレットやチラシを配布するとともに、新聞、テレビ・ラジオ、県・市町村・各種団体等の広報紙・インターネット等による広報を行なった。

#### ○チラシ

労働者・使用者の皆様へ

### 悩まずどんとこい労働相談週間

大分県労働委員会が県中労働相談会(秘密厳守・無料)を開催します。平日夜間や土日も相談可能です(※そのおまじに利用ください)。  
なお、平日(9時～17時)であればこの期間以外でも随時相談を受け付けています。

**実施期間** 令和4年10月1日(土)～10月7日(金)  
平日 9時～20時(来所相談の受付は19時まで)  
土日 9時～17時(来所相談の受付は16時まで)

○電話相談: 097-536-3650  
097-506-5251  
097-506-5241

○来所相談: 大分県労働委員会事務局  
(県庁舎本館3F 大分市大字町3-1-1)  
※来所相談の際は事前にご連絡をお願いします。

解雇・雇止めされた! 賃金を払って! 無期雇用の申込みを受けたいけど? 合前労働から団体交渉を申し込みたい! 年休5日間の計画的付与ってどうすれば? 年次有給休暇がない! パワハラ・セクハラで困っている! 締めさせてください!

大分県労働委員会は労働紛争を解決するための県の行政機関です。労務相談では、専門的なアドバイスが、必要に応じてあっせんを行います。適切な機関をご紹介します。

大分県労働委員会の「あっせん」とは…  
① あっせん員が労務双方の立場を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。  
② あっせん員は労働問題の専門家であり、報酬を必要労働者の労働者により構成されています。

#### ○求人情報誌掲載広告

### 10月1日(土)から10月7日(金)は悩まずどんとこい労働相談週間

労働紛争を解決するための、県の行政機関である大分県労働委員会があなたの労働トラブルの解決をお手伝いします!  
期間中、平日夜間や土・日も受け付けますので、まずは相談を!

**対象者** 県内に在住もしくはお勤めの労働者及び使用者

**特徴** 公正中立、無料、秘密厳守、迅速対応、匿名相談可能

**相談時間** 平日/9時～20時(来所相談の受付は19時まで)  
土日/9時～17時(来所相談の受付は16時まで)

解雇・雇止めされた! 賃金を払って! 年次有給休暇がない! パワハラ・セクハラで困っている!

悩まずどんとこい労働相談週間  
「あっせん」で解決しませんか?  
※10月は労働紛争解決週間期間です。

電話での相談 ☎097-536-3650  
☎097-506-5251  
☎097-506-5241

来所での相談 大分県労働委員会事務局  
(県庁舎本館3F 大分市大字町3-1-1)  
※来所相談は事前にご連絡ください

### 第3節 個別労働紛争処理制度周知月間

全国労働委員会連絡協議会では、平成21年度から、個別労働関係紛争処理制度の利用促進を図ることを目的に、10月を「個別労働紛争処理制度周知月間」として、様々な運動を行っている。本県においても、以下の取組を実施した。

#### (1) 県広報媒体による周知

・広報紙、新聞、ホームページ、SNS（Facebook）、おんせん県おおいた県民手帳

#### (2) ポスター・リーフレットの配布

・ポスター（420部）、リーフレット（1,380部）を国（労働局・労基署・ハローワーク）、県、市町村、労働団体（連合大分・県労連・合同労組等）、使用者団体（経営者協会・商工会議所・商工会等）へ配布した。

#### (3) 広報紙への掲載依頼等

・県以外の広報紙（市町村、商工会議所、商工会連合会、求人情報誌等）

#### (4) 県内主要労使団体等への訪問

・県内の主要な労働組合、使用者団体及び労働関係公的機関を訪問し、個別労働関係紛争処理制度の周知に努めた。

#### (5) 「悩まずどんとこい労働相談週間」の実施

・月間中の10月1日（土）～7日（金）に「悩まずどんとこい労働相談週間」を実施。  
 ・平日時間外（20時まで）及び土・日も相談に応じ、あっせん等の掘り起しを行うとともに、労働委員会の周知及び制度の活用促進に努めた。

○リーフレット

労働者・事業主のみならずへ  
 労働者のトラブルを悩んでいませんか？

ご存じですか？ **労働委員会**

～雇用のトラブル～  
 「あっせん」で解決しませんか？

解決

労働問題の専門家でも経験豊富な、公労使三者の「あっせん員」が労使双方の当事者の主張を聞いて、話し合いによる円満な紛争解決をお手伝いします。

**公正中立、費用は無料、秘密は厳守**します。お気軽にご相談ください。

**大分県労働委員会**  
 〒870-8501 大分市大字町3丁目1-1 県庁舎本館3階  
 電話ダイヤル 097-536-3650  
 FAX 097-506-1788

**労働委員会**とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、「労働者と使用者との間のトラブルを解決するため」の専門的な都道府県の行政機関です。

公益委員(弁護士等)  
 労働者委員  
 使用者委員  
 労働委員会のイメージ(三者構成)

**無料 秘密厳守** で以下の業務を行っています。

**労働相談** 労働問題についての「疑問・質問・お悩み」など、詳しく伺い、解決に向けたアドバイスを行います。

例えば…  
 ●突然解雇された！  
 ●賃金を支払ってくれない。  
 ●就業規則を変更したい。  
 ●有給休暇のことで困ったことが…

解決  
 他機関を利用  
**「あっせん制度」**を利用

**あっせん制度**

「個々の労働者と事業主との間」で労働条件などのトラブルが発生した場合、当事者からの申請により「あっせん」を行います。

例えば…  
 ●解雇されたが納得がいけない。撤回してほしい。  
 ●雇止めをされたが、更新してほしい。  
 ●配置転換を命じたが、理由もなく拒否されたので解決したい。

あっせん申請  
 事前聞き取り  
 あっせん  
 解決 打ち切り 取下げ

詳しくは**労働委員会**にお気軽にお問い合わせください  
**097-536-3650** 相談時間 9:00～17:00(月～金)

## 第7章 会議及び研修

労働委員会規則第86条の規定により、委員会相互の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は各地域別に公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている。

このほか、労働問題の適正妥当な解決、事務処理の迅速化を一層促進するため、全国又は各地域別に公益委員連絡会議、労働者側委員連絡協議会（労委労協）、使用者委員連絡協議会、調整・審査の各主管課長会議等が開催されている。

令和4年中に開催された諸会議等の概要は、次のとおりである。

### 1 全国会議

#### (1) 全国労働委員会会長・事務局長連絡会議

6月9～10日に岩手県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止となった。

#### (2) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会

①期 日 令和4年11月17日～18日

②場 所 東京都「国立オリンピック記念青少年総合センター 大ホール」

③内 容

11月17日

議 題

ア 労働委員会の広報活動について — 経験又は見解の交流 — (中国ブロック公労使提案)

11月18日

議 題

イ 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について — 経験又は見解の交流 — (中労委提案)

講 演

ウ 演 題 「労働紛争の多様性と労働委員会の新たな役割」

講 師 前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏

議 題

エ 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について — 経験又は見解の交流 — (関東ブロック公労使提案)

#### (3) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

①期 日 令和4年11月28日

②場 所 東京都「労働委員会会館7階講堂」

③議 題

ア 資格審査における「全国的規模をもつ労働組合」の判断基準について (茨城県提案)

報告 (茨城県、埼玉県、広島県、福岡県)

イ 審査人材の確保・育成について

報告 (北海道、東京都、大阪府)

ウ ウェブ会議による調査について (昨年度議題の継続)

報告 (神奈川県、愛知県、兵庫県)

エ 報告事項

「労働委員会在り方・ビジョン検討委員会の現状について」

#### (4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

①期 日 令和4年11月29日

②場 所 東京都「労働委員会会館7階講堂」

③議 題

ア 中労委事務局説明

a 調整業務の運営について

イ 都道府県労働委員会からの事例報告

- a 労働争議調整事件における事例（秋田県）
- b 個別労働紛争事件における事例（新潟県）
- ウ 都道府県労働委員会からの業務報告  
「労働争議調整事件解決率の向上に向けた取り組み等について」  
（長野県、滋賀県、愛媛県）

## 2 九州地区会議

### (1) 九州労働委員会会長・事務局長会議

#### ◎ 会長会議

宮崎県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和4年4月21日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③議 題

ア 不当労働行為救済申立事件の除斥期間、健全な労使関係を築くための団交ルールの確立について（宮崎県）

#### ◎ 事務局長会議

宮崎県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和4年4月21日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③議 題

ア 令和3年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について（佐賀県（幹事県））

イ 令和4年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について（佐賀県（幹事県））

ウ 九州労働委員会等申し合わせ事項の一部改正について（佐賀県（幹事県））

エ 不当労働行為救済申立事件の審査過程における和解促進の取組について（情報交換）（宮崎県）

#### ◎ 第2回（臨時）事務局長会議

九州労働委員会協議会規約第7条第2項に基づき、簡易な協議（書面）により処理された。

①場 所 書面開催（令和4年10月18日）

②議 題

ア 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について（佐賀県（幹事県））

イ 令和2年度九州労働委員会事務局長会議における決定事項の改正について（佐賀県（幹事県））

### (2) 第89回九州労働委員会連絡協議会

熊本県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和4年5月20日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③研修会（講演）

演 題 「デジタル社会の進展（DX）・新型コロナウイルスとの闘いの中で  
～労働委員会・使用者・労働組合の課題～」

講 師 熊本大学大学院人文社会科学部教授（熊本県労働委員会会長）  
中内 哲 氏

④本会議

議 題

ア 結成間もなく活動実績のない労働組合の資格審査について（熊本県）

### (3) 九州労働委員会公益委員連絡会議

①期 日 令和4年10月20日

②場 所 佐賀市「佐賀県庁旧館4階正庁」

③議 題

ア ハラスメント事案（不当労働行為、集団・個別あっせん等）への対応等の

- 取組について（経験交流）（佐賀県）
- ④講演 演題 「外国人労働政策の現状と課題」  
講師 佐賀県労働委員会公益委員（佐賀大学経済学部教授）早川 智津子 氏

#### （４）2021年度九州ブロック労委労協第２回幹事会・命令研究会

熊本県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

- ①期 日 令和４年２月18日  
②場 所 WEB開催  
③協議・確認事項  
ア 九プロ労委労協役員・幹事の交代について  
イ 2022年九プロ労委労協総会・研修会の開催に向けて  
ウ 各県労委の特徴的事案に関わる情報交換と意見交流  
④命令研究会  
事例研究 熊本県労委取扱審査事件  
演 題 「熊本県労委での和解事例の紹介・解説  
～令和３年度中労委主催「公労使委員合同研修」提出資料をもとに～」  
講 師 熊本大学大学院人文社会科学部教授（熊本県労働委員会会長）  
中内 哲 氏

#### （５）2022年度九州ブロック労委労協総会・研修会

熊本県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

- ①期 日 令和４年５月18日～19日  
②場 所 WEB開催  
③内 容  
5月18日  
議 題  
ア 2021年度活動経過・会計決算報告・会計監査報告について  
イ 2022年度取組（案）・予算（案）・役員体制（案）について  
ウ 各県情報交換  
5月19日  
研修会  
演 題 「労組法上の使用者性、業務委託制度の濫用  
～ベルコ事件・全ベルコ労働組合裁判闘争について～  
講 師 全ベルコ労働組合裁判闘争弁護団弁護士（旬報法律事務所所属・日本労働  
弁護団常任幹事） 棗 一郎 氏

#### （６）2022年度九州ブロック労委労協第１回幹事会

- ①期 日 令和４年８月29日～30日  
②場 所 福岡県「TKPガーデンシティ博多新幹線口」  
③内 容  
8月29日  
「先議事項」  
ア 役員の交代について（大分県幹事交代）  
「報告事項」  
ア 2022年度九プロ労委労協総会・研修会（2022. 5. 18 WEB開催）  
イ 第89回九州労働委員会連絡協議会（2022. 5. 20 WEB開催）  
ウ 2022年度労委労協命令研究会（第２回 2022. 7. 7 WEB開催）  
エ 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について  
「協議・確認事項」  
ア 第77回全国労働委員会連絡協議会総会について  
イ 2023年度九プロ労委労協総会・研修会について（2023. 5 宮崎県開催）  
ウ 2022年度九プロ労委労協第２回幹事会について（2023. 2～3 予定 宮崎県開催）  
エ 2023年事例・命令研究会の開催について（2023. 2～3 予定 宮崎県開催）  
8月30日  
「意見・情報交換」  
ア 総会（2022. 5. 18）以降の各県労委の特徴的な動向・課題等について

### (7) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議

- ①期 日 令和4年3月16日
- ②場 所 熊本市「KKRホテル熊本」
- ③議 事
  - ア 全労委運営委員会の報告
  - イ 令和4年度九州地区労働委員会使用者委員研修会について
  - ウ 各県における審査・調整・個別あっせん事件について（意見・情報交換）

### (8) 九州労働委員会事務局課長会議

- ①期 日 令和4年9月1日
- ②場 所 長崎市「長崎県庁3階307会議室」
- ③議 題
  - ア 令和5年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）（佐賀県）
  - イ 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について（協議）（佐賀県）
  - ウ 九州労働委員会協議会予算の繰越金低減に向けた対応について（協議）（佐賀県）
  - エ 職員研修会の取扱いについて（協議）（佐賀県）
  - オ 令和5年度調査研究会議の研修内容等について（協議）（長崎県）
  - カ 会議資料等をデータで配布する際の便利機能の追加等について（情報交換）（福岡県）
  - キ ブロック会議等における過去の議題の整理について（情報交換）（大分県）
  - ク 関係機関等との連携状況について（情報交換）（宮崎県）
  - ケ 各種申請書等の電子申請について（情報交換）（鹿児島県）
  - コ 申請者が使用者で複数の労働者を被申請者とする個別労働関係紛争あっせんの事例について（情報交換）（沖縄県）
  - サ 労働委員会のPRと個別労働関係紛争に係るあっせんについて（情報交換）（長崎県）

### (9) 令和3年度九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門）

1月21日に福岡県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

- ①期 日 令和4年1月21日
- ②場 所 WEB開催 審査部門、研修会「大分県労委審問室」  
調整部門「大分県庁舎本館2F 23会議室」
- ③議 題
  - 調整部門
    - ア 個別労働関係紛争のあっせんにおける口外禁止条項の内容について（佐賀県）
    - イ 調整事件・個別あっせん事件において、被申請者・被申出者があっせんへの不参加の意思を示した場合の事務局の対応について（長崎県）
    - ウ 労働者の勤務場所における監視カメラの設置について（熊本県）
    - エ 個別あっせん事件における口外禁止の適用範囲について（宮崎県）
    - オ あっせん員指名に当たって当事者の上部団体所属の委員の扱いについて（沖縄県）
    - カ 労働委員会手続の電子化について（福岡県）
  - 審査部門
    - ア 不当労働行為事件における和解協定書の不履行に対する労働委員会の対応について（大分県）
    - イ 不当労働行為救済申立事件における命令書等の公表について（宮崎県）
    - ウ 不当労働行為事件において、将来の健全な労使関係の構築に向けた審査上の留意点や工夫した取組について（鹿児島県）
    - エ 労働組合資格審査における労組法2条の要件について（福岡県）
    - オ 労働委員会手続の電子化について（福岡県）
- ④研修会
  - 演題 「解雇紛争の解決事例および不当労働行為の行政救済と民事救済」
  - 講師 九州大学大学院法学研究院教授（福岡県労働委員会前会長） 山下 昇 氏

## 3 研究・研修

労働委員会関係実務の処理に要求される知識の涵養を図るため、委員、事務局職員及び労

働関係職員を対象に委員研究会や公労使委員研修を開催している。また、全国で行われる各種専門研修へ参加している。

### (1) 公労使委員合同研修

- ①期 日 令和4年9月1日(全体研修)  
令和4年9月2日(独自研修)
- ②場 所 (全体研修) 東京都「一橋大学一橋講堂」  
(公益委員研修) 東京都「労働委員会会館」  
(労働者委員研修) 東京都「労働委員会会館」  
(第22回全労委使用者委員基礎研修会) 東京都「A P日本橋」
- ③内 容
- ・全体研修
    - ア 講演 「労働委員会について－歴史・現状・課題－」  
講師 中央労働委員会会長 岩村 正彦 氏
    - イ 講演 「労働法の基礎」  
講師 中央労働委員会公益委員 小西 康之 氏
    - ウ 事例検討1(調整関係 山口県)  
事例検討2(審査関係 広島県)
  - ・公益委員研修
    - ア 審査実務研修 「事例研究(1事例)」
    - イ 和解実務研修 「事例研究(1事例)」
    - ウ 調整実務研修 「判例及び事例研究」  
講師 早稲田大学法学学術院大学院法務研究科教授 島田 陽一 氏
  - ・労働者委員研修
    - ア 講演 「不当労働行為救済制度について」  
講師 弁護士 徳住 堅治 氏
    - イ 講演 「労働法上の労働者・使用者の判断 ～セブンイレブン・ファミリーマート事件、ベルコ事件等を参考に～」  
講師 弁護士 棗 一郎 氏
  - ・第22回全労委使用者委員基礎研修会
    - ア 講演 「労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要」  
講師 ひかり協同法律事務所弁護士 三上 安雄 氏
    - イ 講演 「メンタルヘルスをめぐる近年の諸問題とその対策」  
講師 根本法律事務所弁護士 根本 義尚 氏
    - ウ 講演 「高齢者が活躍できる環境整備」  
講師 五三・町田法律事務所弁護士 五三 智仁 氏

### (2) 公労使委員個別紛争専門研修

- ①期 日 令和4年12月1日～2日
- ②場 所 東京都「中野サンプラザ」
- ③内 容
- 12月1日
- ア 講 演 「裁判例の動向」  
講 師 明治大学専門職大学院法務研究科専任教授 野川 忍 氏
  - イ 事例発表 「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」(埼玉県、石川県、京都府)
- 12月2日
- ア 講 演 「労働関係法令の改正等の動向」  
講 師 慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授 両角 道代 氏
  - イ 「スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換」  
(少人数によるグループディスカッション)  
テーマ1 「発表事例についての意見交換」  
テーマ2 「個別労働紛争処理にまつわる意見交換」

### (3) 2022年度労委労協命令研究会

新型コロナウイルス感染症対策のため、対面方式とWEB研修の併用となった。

- ①期 日 令和4年4月7日

- ②場 所 東京都「労働委員会会館7階講堂」又はWEB研修  
③研究会 「東海旅客鉄道不当労働行為事件」中労委令和元年（不再）第44号

- ①期 日 令和4年7月7日  
②場 所 東京都「労働委員会会館7階講堂」又はWEB研修  
③研究会 「日本財団不当労働行為事件」東京都労委令和2年（不）第43号

- ①期 日 令和4年10月6日  
②場 所 東京都「労働委員会会館7階講堂」又はWEB研修  
③研究会 「ワットラインサービス事件」中労委令和2年（不再）第9号

#### （4）第48回九州地区労働委員会使用者委員研修会

- ①期 日 令和4年9月15日～16日  
②場 所 熊本市「熊本ホテルキャッスル」  
③内 容  
9月15日  
ア 講 義 「人材確保のために企業が取り組むべき課題」  
① 均衡均等処遇 ② 無期転換 ③ ハラスメント対策  
講 師 前熊本県労働委員会会長（熊本大学大学院人文社会科学研究所教授  
中内 哲 氏  
イ 研究討議Ⅰ（審査事件について、福岡県より事例発表、意見交換）  
9月16日  
ア 研究討議Ⅱ（調整事件について、熊本県より事例発表、意見交換）  
イ 研究討議Ⅲ（個別あっせん事件について、長崎県より事例発表、意見交換）  
ウ 全体総括および諸連絡

#### （5）第87回委員研究会

新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

- ①期 日 令和4年1月25日  
②場 所 WEB開催 大分市「大分県労委審問室」  
③出席者 委員、事務局職員、その他  
④講 演  
演 題 「ハラスメントをめぐる判例の動向」  
講 師 明治大学法科大学院教授 野川 忍 氏

#### （6）第88回委員研究会

- ①期 日 令和4年9月13日  
②場 所 大分市「県庁舎本館12会議室」  
③出席者 委員、事務局職員、その他  
④講 演  
演 題 「雇用とジェンダー 判例法理の展開」  
講 師 明治大学法科大学院教授 野川 忍 氏

#### （7）公労使委員研修

- ①令和4年2月8日総会時 藤本 雅史 労働者委員  
テーマ 「驚かせ、未来。（NTT西日本）」  
②令和4年6月14日総会時 藤野 久信 使用者委員  
テーマ 「新規学卒者採用等に関する調査結果」  
③令和4年7月12日総会時 佐藤 寛人 労働者委員  
テーマ 「2022年春季生活闘争の状況について」  
④令和4年10月11日総会時 深田 茂人 会長  
テーマ 「労働組合の資格審査における留意点等」  
⑤令和4年11月8日総会時 三浦 恭子 公益委員  
テーマ 「エコアクション21のご紹介」  
⑥令和4年12月13日総会時 熊埜御堂 康昭 使用者委員  
テーマ 「三和酒類の社内コミュニケーションと、コロナ禍での問題」

## (8) 委員人権研修

新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB研修の併用となった。

①期 日 令和4年8月23日

②場 所 WEB開催 大分市「大分県労委審問室」

③講 演

講 義 「学んで、気づいて、行動しよう！ ～共に創ろう、人権尊重の大分県～」

講 師 大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課参事 梶原 琢也 氏

## (9) 第73回労働委員会事務局職員中央研修

①期 日 令和4年6月7日～6月9日

②場 所 東京都「労働委員会会館」

③出席者 事務局職員

④内 容

6月7日

ア 講 演 「労働委員会制度について」

講 師 中央労働委員会公益委員 岩村 正彦 氏

イ 講 演 「労働委員会事務局職員に期待すること」

講 師 中央労働委員会使用者委員 御手洗 尚樹 氏

ウ 講 演 「労働委員会事務局職員に期待すること」

講 師 中央労働委員会労働者委員 小俣 利通 氏

エ 講 演 「労働法の基礎」

講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員会委員長（千葉大学大学院社会科学研究院教授） 皆川 宏之 氏

6月8日

審査

講 義 「命令書（案）の起案のための作業手順」

講 師 中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室審査官 小原 綾乃 氏

演 習 不利益取扱い、団体交渉拒否

調整

演 習 実事例を基にした一連の処理について

講 義 「調整業務の概要」

講 師 中央労働委員会事務局調整第一課長 上野 康博 氏

事例紹介 「都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び労働委員公益委員によるコメント」

事例紹介者 長野県労働委員会事務局前審査幹 坂本 哲朗 氏

コメンテーター

筑波大学ビジネスサイエンス系准教授 渡邊 絹子 氏

6月9日

審査

講 義 「不当労働行為の審査手続について」

講 師 東京都労働委員会事務局法務専門課長 村上 英一 氏

講 義 「労働委員会の役割と不当労働行為審査における担当職員の業務」

講 師 小樽商科大学教授（北海道労働委員会公益委員） 國武 英生 氏

調整

講 義 「労働局のあっせん制度」

講 師 東京労働局雇用環境・均等部指導課統括労働紛争調整官  
高嶋 将寛 氏

講 義 「裁判所における個別労働紛争解決システム」

講 師 最高裁判所事務総局行政局第二課課長補佐 瀬口 純一 氏

ア 講 演 「法律・判例の読み方講座」

講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（成蹊大学法学部教授）  
原 昌登 氏

## (10) 令和4年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修

①期 日 令和4年7月13日～7月15日

②場 所 東京都「労働委員会会館」

③出席者 事務局職員

④内 容

7月13日

- ア 講 義 「労働関係法令の改正等の動向」、「基本となる裁判例」  
講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（成蹊大学法学部教授）  
原 昌 登 氏

7月14日

- ア 「都道府県労働委員会等のあっせん事例検討」  
コメンテーター  
中央労働委員会東日本区域地方調整委員（千葉大学大学院社会科学研究院教授）  
皆川 宏之 氏
- イ 少人数によるグループディスカッション  
テーマ 「オンラインの活用の今と未来（取組の現状・予定・課題）」
- ウ 講 義 「高知県労働委員会による個別紛争制度の周知手法」  
講 師 高知県労働委員会事務局審査調整員 小溝 智子 氏

7月15日

- ア 講 義 「積極的なあっせん制度の活用について～具体例を通して～」  
講 師 弁護士法人 高砂法律事務所弁護士 齊田 求 氏
- イ 講 義 「カウンセリング技法」  
講 師 一般社団法人日本産業カウンセラー協会シニア産業カウンセラー  
中川 智子 氏

**(11) 九州労働委員会事務局職員研修会**

①期 日 令和4年10月21日

②場 所 佐賀市「県庁南館3階 労働委員会室」

③出席者 事務局職員

④意見交換

ア 合同労働組合からの不当労働行為救済申立てに対する対応について（宮崎県）

① 過去5年間（平成30年～令和4年）の取扱件数

② 対応に苦慮した点、工夫していること

⑤講 義（WEB開催）

演 題 「命令書作成の留意点」

講 師 中央労働委員会事務局第二部会担当審査総括室特別専門官  
武藤 明子 氏

**(12) 令和4年度労働委員会事務局職員専門研修**

①期 日 令和4年11月28日～12月2日

②場 所 埼玉県朝霞市「労働大学校」

③出席者 事務局職員

④内 容

11月28日

- ア 講 義 「不当労働行為審査手続と命令書」  
講 師 前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏

11月29日

- ア 講 義 命令原案作成1  
講 師 A班 東京都労働委員会事務局審査調整課  
課長代理 恩田 氏、課長代理 石橋 氏  
B班 中央労働委員会事務局  
特別専門官 平井 美衣瑠 氏、特別専門官 武藤 氏、  
労働専門職 伊藤 氏
- イ 講 義 命令原案作成2  
講 師 A班 東京都労働委員会事務局審査調整課  
課長代理 恩田 氏、課長代理 石橋 氏  
B班 中央労働委員会事務局  
特別専門官 平井 美衣瑠 氏、特別専門官 武藤 氏、  
労働専門職 伊藤 氏

11月30日

ア 命令原案作成③

イ 講 義 「労働委員会における重要判例解説」

- 講師 中央委員会事務局元第一部会室長 池田 氏  
 ア 講義 「実務経験からみた和解の留意点」  
 講師 中央労働委員会事務局労働専門職 横山 剛 氏

12月1日

- ア 不当労働行為事件審査演習①  
 イ 不当労働行為事件審査演習②  
 ウ 講義 「労働法制の展開・展望と労働委員会の役割」  
 講師 中央労働委員会会長代理（東京大学大学院法学政治学研究科）  
 荒木 尚志 氏

12月2日

- ア 講義 命令原案作成④  
 講師 A班 東京都労働委員会事務局審査調整課  
 課長代理 恩田 氏、課長代理 石橋 氏  
 B班 中央労働委員会事務局  
 特別専門官 平井 美衣瑠 氏、特別専門官 武藤 氏、  
 労働専門職 伊藤 氏

### (13) 令和4年度九州沖縄地区労使関係セミナー

- ①期 日 令和4年12月19日  
 ②場 所 福岡市「福岡県消防会館 2階大会議室」  
 ③内 容  
 ア 講演 「パワーハラスメント ～労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた対応、また、カスタマーハラスメント等の対策なども含めて～」  
 講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（成蹊大学法学部法律学科教授） 原 昌登 氏

### (14) 令和3年度労働法の初歩研修

元日本大学法学部講師 白川 欽也 氏によるオンライン研修を録画したDVD貸与による研修を受講した。

- ①期 日 令和4年1月20日  
 講義 「労働市場法（1）、労働力需給調整等」（第8回研修）  
 ②期 日 令和4年2月4日  
 講義 「労働市場法（2）、若者雇用促進法、個別施策」（第9回研修）  
 ③期 日 令和4年2月18日  
 講義 「雇用のセーフティネット、人材育成、ハラスメント対策」（第10回研修）  
 ④期 日 令和4年3月18日  
 講義 「女性関係法、差別禁止法」（第11回研修）

### (15) 令和4年度労働法の初歩研修

元日本大学法学部講師 白川 欽也 氏によるオンライン研修を録画・録音したDVD貸与等による研修を受講した。

- ①期 日 令和4年5月27日  
 講義 「法とは何か 労働法の概要」（第1回研修）  
 ②期 日 令和4年6月24日  
 講義 「労働契約法、労働基準法（1）」（第2回研修）  
 ③期 日 令和4年8月5日  
 講義 「労働基準法（2）」（第3回研修）  
 ④期 日 令和4年9月9日（研修資料配布のみ）  
 講義 「安全衛生法、労災保険法」（第4回研修）  
 ⑤期 日 令和4年10月14日（音声のみの収録）  
 講義 「集团的労働関係 労働組合と労働組合法」（第5回研修）  
 ⑥期 日 令和4年11月9日（音声のみの収録）  
 講義 「集团的労使関係 紛争調整 不当労働行為救済制度」（第6回研修）  
 ⑦期 日 令和4年12月8日（音声のみの収録）  
 講義 「個別労働紛争処理制度 和解、あっせん、ハラスメント対策」（第7回研修）

# 1 不当労働行為審査事件の推移

## (1) 年別の取扱件数

年 内容		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
		係属状況	前年より繰越			3	2		1		3	2	3		1			2	1	3	1
新規申立			4	6	3	5	5	5	7	3	10	5	12	8	6	9	11	16	11	6	9
合計	0		4	9	5	5	6	5	10	5	13	5	13	8	6	11	12	19	12	9	10
終 命 令 ・ 棄 却 ・ 決 定	全部救済			1														1			1
	一部救済								1	1								2	1		
	棄却								1											1	
	却下			2	2		1														
	命・決小計	0	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
状 和 解 ・ 取 下	関与		1	3	1	4	5	2	5	1	8	2	9	2	2	3	7	10	5	1	1
	無関与			1	1						4	2	4	6	2	7	2	3	2	4	1
	その他取下				1				1		1							2	1	2	
	和・取小計	0	1	4	3	4	5	2	6	1	13	4	13	8	4	10	9	15	8	7	2
合計	0	1	7	5	4	6	2	8	2	13	4	13	8	4	10	9	18	9	8	3	

年 内容		S41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
		係属状況	前年より繰越	7	10	12	9	8	5	11	13	6	7	9	12	11	8	9	8	11	12
新規申立	14		9	5	9	13	9	14	6	6	8	9	10	4	8	6	5	6	3	3	1
合計	21		19	17	18	21	14	25	19	12	15	18	22	15	16	15	13	17	15	15	10
終 命 令 ・ 棄 却 ・ 決 定	全部救済			1				1					2	1	1		1	1			2
	一部救済			2		1		3	2		2		1						1		
	棄却																				
	却下											1									
	命・決小計	0	0	3	0	1	0	4	2	0	2	1	3	1	1	0	1	1	1	0	2
状 和 解 ・ 取 下	関与	7	4	2	2	10	2	5	8	2	1	3	3	4	4	2			2	1	1
	無関与	3	1	3	6	3	1	1	2	2	3	1	5	1	1	3	1	4		4	1
	その他取下	1	2		2	2		2	1	1		1		1	1	2				1	
	和・取小計	11	7	5	10	15	3	8	11	5	4	5	8	6	6	7	1	4	2	6	2
合計	11	7	8	10	16	3	12	13	5	6	6	11	7	7	7	2	5	3	6	4	

内容		年																				
		S61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
係属状況	前年より繰越	6	9	14	13	16	12	10	7	8	7	6	6	6	6	7	7	7	9	3	2	
	新規申立	5	9	3	5	5	3	2	1	1			1		2		3	3	1	1		
	合計	11	18	17	18	21	15	12	8	9	7	6	7	6	8	7	10	10	10	4	2	
終結状況	命令・決定	全部救済	2			1															1	
		一部救済															1					
		棄却		1				1														
		却下						1														
		命・決小計	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	
	和解・取下	関与		1	2	1	1	2	4			1					1			1	1	
		無関与			2		8				2					1	1		1			
		その他取下		2				1	1					1					1	6		
		和・取小計	0	3	4	1	9	3	5	0	2	1	0	1	0	1	0	2	1	7	1	1
		合計	2	4	4	2	9	5	5	0	2	1	0	1	0	1	0	3	1	7	2	1

内容		年																		
		H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	計	
係属状況	前年より繰越	1	1	1	1	1	1			1		1	2	1	1	2				-
	新規申立		1		1				1		1	1	1	2	2					344
	合計	1	2	1	2	1	1	0	1	1	1	2	3	3	3	2	0	0		-
終結状況	命令・決定	全部救済													1					18
		一部救済																		18
		棄却												2						6
		却下																		7
		命・決小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	49
	和解・取下	関与				1					1						2			154
		無関与																		100
		その他取下		1				1							2					41
		和・取小計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	295
		合計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	2	1	2	0	0	344

## (2) 近年の終結状況

(平成21年～令和4年)

終結の年月日・区分		事件番号	申立年月日
H21. 7. 11	関与和解	21年1号	H21. 3. 18
H23. 3. 31	取下げ	61年3号	S61. 7. 31
H26. 6. 11	関与和解	25年1号	H25. 1. 17
H29. 3. 17	棄却	28年1号	H28. 2. 22
H29. 9. 29	棄却	27年1号	H27. 10. 7
H30. 10. 16	取下げ	30年1号	H30. 3. 19
H30. 10. 16	取下げ	30年2号	H30. 3. 19
R元. 7. 22	全部救済	29年1号	H29. 8. 9
R2. 3. 25	関与和解	元年2号	R元. 9. 9
R2. 12. 15	関与和解	31年1号	H31. 4. 18
計	10件		

## 2 労働組合の資格審査の推移

(平成21年～令和4年)

内容	年														
	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	計
不当労働行為救済申立	1				1		1	1	1	2	2				9
委員推薦	3		3	2	2	2	2		2		2		2	1	21
法人登記		2			1								2		5
その他															0
合計	4	2	3	2	4	2	3	1	3	2	4	0	4	1	35

### 3 労働争議調整事件の推移

#### (1) 内容別の取扱件数

内容		年																					
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
経済的事項	賃上げ	1	7	7		1	4	4	3	3	4	2	8	3	1	4	6	14	9	6	7	10	14
	一時金		1	2		2	4	4	7	3	2	12	8	2	6	5	2	3	4	2	2	9	17
	その他	1			6	8	1	1	1	1	2	3	4			1		1	1		2		1
	小計	2	8	9	6	11	9	9	11	7	8	17	20	5	7	10	8	18	14	8	11	19	32
非経済的事項	労働協約		3	3		2	2	2	1	2	1	2	6	3	4	1	5	4	1			1	
	解雇	1	7	9	3	3	2	2	1	3	2	7	4	3	4	3	1	3	1		1		3
	配置転換								1							2							
	団交促進				1						2		1				1	1			1	1	
	その他	1		3		1			1				1				1	1		1		1	1
	小計	2	10	15	4	6	4	4	4	5	5	9	12	6	8	6	8	9	2	1	2	3	4
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36

内容		年																					
		S43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元
経済的事項	賃上げ	16	12	13	4	15	19	29	11	17	5	5	11	11	2	3	3	3	3	2			1
	一時金	9	6	4	5	2	5	12	13	3	5	5	3	5	7	3			1	3	3	2	1
	その他	2		2			3	1			2		2	1		1		1			1	1	
	小計	27	18	19	9	17	27	42	24	20	12	10	16	17	9	7	3	4	4	5	4	3	2
非経済的事項	労働協約		4	1	1			1			1	1											
	解雇	2	2	4	3	2	1	4	2	1	7	1	1	2		1					1		1
	配置転換			1								2				1				1			
	団交促進	1		2			2	1			6		3	2		2	1	1		1		5	1
	その他	5		1	4	1		1	5	4	1		1		2			1			1	1	1
	小計	8	6	9	8	3	3	7	7	5	15	4	5	4	2	4	1	2	0	2	2	6	3
合計		35	24	28	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5

内容		年																						
		H2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
経済的事項	賃上げ	2		1	1		3	1	1	2	1											1		
	一時金	3	1	1			1	1			1		1	2	1		1			1	1			
	その他		3	1	2				1		1				1	1		2						
	小計	5	4	3	3	0	4	2	2	2	2	1	0	1	3	2	0	3	0	0	1	2	0	
非経済的事項	労働協約		1																					
	解雇			2					1	1		1					3	1			1	2		
	配置転換												1							1				
	団交促進		1	2	2				1		3	1			3		2	1			1	1	5	
	その他	2				1	1	1		1			2	1	1	3				2		2	1	
	小計	2	2	4	2	1	1	1	2	2	3	2	3	1	4	3	5	2	0	3	2	5	6	
合計	7	6	7	5	1	5	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6		

内容		年												計									
		H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4											
経済的事項	賃上げ																						316
	一時金																					1	210
	その他								1														64
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1											590
非経済的事項	労働協約	1	1																				55
	解雇	1	2		1	1															1		116
	配置転換	1		1	1																		13
	団交促進	3	4	1					1														68
	その他		2	1	2			1	1		2												68
	小計	6	9	3	4	1	0	1	2	0	2	1											320
合計	6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	2											910	

(2)調整区分別申請件数及び終結状況

内容		年																									
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
新規申請	あつせん		7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28	
	調停	4	11	13	2			2	2									1					1				
	仲裁			1	1																						
	小計	4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	
前年からの繰越																											
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	
終結状況	あつせん	解決		5	7	5	17	11	8	8	10	13	23	28	9	9	16	8	16	11	5	9	12	19	15	9	13
		打ち切り		2	2	2		2	3	5	1		2	3	2	2		8	9	3	4	4	9	15	18	14	14
		取下げ			1								1	1		4			1	2			1	1	2	1	1
		不開始										1															
		小計	0	7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28
	調停	解決	4	6	6	2			1	2									1					1			
		不調		5	6				1																		
		打ち切り			1																						
		取下げ																									
	小計	4	11	13	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	仲裁	解決			1	1																					
		小計	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28

内容		年																									
		S46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	
新規申請	あつせん	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
	調停											1		1													
	仲裁																										
	小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
前年からの繰越																											
合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
終結状況	あつせん	解決	9	9	18	20	9	16	13	10	11	10	7	5	1		2	2	4	2	2	1	2	2	2	1	3
		打ち切り	8	11	12	23	17	5	11	3	9	6	2	3	2	4	1	2		1	2	5	1	4	1		1
		取下げ				5	5	4	3	1	1	3	1	3		1		2	2	4	1	1	2	1	1		1
		不開始				1						2				1	1	1		2			1		1		
		小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5
	調停	解決																									
		不調																									
		打ち切り											1														
		取下げ													1												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仲裁	解決																									
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5

内容	年	H8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	
		新規申請	あつせん 調停 仲裁 小計	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5		3	3	7	6	6	9	3	4	1		2	2
前年からの繰越 (あつせん)				1		1	1					1			1			1									
合計		3	4	5	5	4	4	2	7	5	5	6	0	3	4	7	6	7	9	3	4	1	0	2	2	0	
終 結 状 況	あつせん	解決	3	1	3	1	1	2		5	3	3	2		1	2	1	5	3	2		2	1			1	
		打切り			1	1					1		1				2		1	1	1	2			1		
		取下げ		1			1	2		2		1		3		1	2	3		3					1		
		不開始		1	1	2	1		2		1		3		1	2	3			3					1		
		小計	3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0
	調停	解決																									
		不調																									
		打切り																									
		取下げ																									
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仲裁	解決																									
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0

内容	年	R3	4	計	
		新規申請	あつせん 調停 仲裁 小計	2	2
前年からの繰越 (あつせん)				-	
合計		2	2	-	
終 結 状 況	あつせん	解決	2	1	492
		打切り			270
		取下げ			75
		不開始			32
		小計	2	1	869
	調停	解決			23
		不調			12
		打切り			2
		取下げ			1
		小計	0	0	38
	仲裁	解決			2
		小計	0	0	2
		合計	2	1	909

#### 4 個別労働関係紛争あつせん事件の推移

##### (1) 新規申請件数及び内容別の取扱件数

内容 \ 年		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
新規申請件数		4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1
内容	経営または人事	2	4	2	2	6		2	1	3	3	3	4	2	1	
	賃金等	5	7	5	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1		1
	労働条件等	3	2	2	1	1				1				1		
	職場の人間関係			1		2	1		1	2	1					
	その他		1				2	2	1	1	4	1		1		
計		10	14	10	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	1	1

内容 \ 年		H29	30	H31 R元	2	3	4	計
新規申請件数		2	-	2	1	2	1	59
内容	経営または人事	4		3	1	2	1	46
	賃金等			1		1		44
	労働条件等			1	1			13
	職場の人間関係				1	1	1	11
	その他	1						14
計		5	0	5	3	4	2	128

※ 個別労働関係紛争あつせん事務は、平成14年4月開始

##### (2) 終結状況

年		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
終結状況	解決	1	1	1		1			1	2	3	1	3	1	1	
	打ち切り	1	1					2		3				1		
	取下げ		2	2	1	2	1	1	1		1	2		1		
	不開始	2	3			1	2	1	2	1						1
	合計	4	7	3	1	4	3	4	4	6	4	3	3	3	1	1

年		H29	30	H31 R元	2	3	4	計
終結状況	解決		1	1			1	19
	打ち切り	1			2	2		13
	取下げ							14
	不開始							13
	合計	1	1	1	2	2	1	59

※ 繰越事件は終結年で計上している。令和元年からあつせん不参加は打ち切りとして計上

## 5 年別相談件数の推移

区 分	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4
相談件数	153	149	172	200	246	300	423	383	319	251	238	294	320	313	211	312	305
うち 相談週間	100	104	123	103	100	134	146	144	119	85	72	109	113	96	84	109	120

※ 労働相談業務は、平成 18 年 2 月開始

## 6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)	年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
S45	785	91,813	32.8	H9	782	100,860	21.6
46	814	93,924	32.6	10	743	98,107	21.6
47	842	96,190	30.8	11	754	96,409	22.2
48	856	100,903	31.1	12	739	94,711	21.9
49	909	104,015	31.8	13	724	92,741	20.0
50	926	104,178	31.4	14	698	88,361	20.0
51	943	103,569	31.9	15	691	86,624	20.2
52	950	102,487	30.2	16	671	84,032	18.7
53	937	102,914	28.3	17	614	82,056	18.6
54	937	101,935	27.5	18	586	81,420	17.9
55	928	102,038	27.4	19	560	79,533	17.2
56	950	106,237	27.7	20	553	79,057	17.2
57	945	106,517	27.5	21	536	80,405	18.2
58	938	106,240	27.5	22	533	79,863	18.1
59	948	105,646	27.4	23	531	81,408	17.8
60	943	106,169	28.1	24	521	81,342	17.8
61	921	105,114	27.0	25	521	80,513	17.5
62	924	102,648	26.5	26	516	80,180	17.3
63	858	101,824	25.9	27	508	79,178	16.7
H元	850	103,438	25.5	28	503	77,155	16.0
2	844	101,734	25.4	29	498	77,170	15.8
3	831	102,394	23.6	30	480	76,013	15.3
4	825	103,905	23.1	R元	476	76,600	15.2
5	818	103,860	23.6	2	459	76,944	15.5
6	808	103,438	23.6	3	455	76,043	15.2
7	798	102,082	23.1	4	445	75,073	14.8
8	779	101,932	21.8				

\*組合員には、非単位組合の組合員を含む。

資料：県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」

(現行調査は、昭和 45 年開始)

## 7 労働争議の発生状況（大分県）

年	総争議		争議行為を伴わない争議		争議行為を伴う争議		
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	総参加人員	行為参加人員
H11	9	482	4	150	5	332	220
12	7	132	5	114	2	18	16
13	10	810	4	287	6	523	488
14	4	359	2	337	2	22	12
15	6	94	6	94	—	—	—
16	6	2,451	5	2,413	1	38	35
17	1	3	1	3	—	—	—
18	3	71	3	71	—	—	—
19	—	—	—	—	—	—	—
20	3	24	3	24	—	—	—
21	4	15	4	15	—	—	—
22	7	24	7	24	—	—	—
23	7	444	7	444	—	—	—
24	8	576	6	560	2	16	6
25	9	361	8	353	1	8	4
26	4	216	4	216	—	—	—
27	4	80	4	80	—	—	—
28	1	1	1	1	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—	—
30	2	2	2	2	—	—	—
R元	2	2	2	2	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—

\*資料：厚生労働省 雇用・賃金福祉統計室「労働争議統計調査」から抜粋。

注1) 「争議行為を伴わない争議」とは、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与した争議のこと。

「争議行為を伴う争議」とは、同盟罷業や作業所閉鎖、怠業等の争議のこと。

注2) 「総参加人員」とは、争議行為に参加するかしないかにかかわらず、労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）中における労働組合又は労働者の団体の最大員数をいう。

注3) 「行為参加人員」とは、実際に争議行為を行った実人員をいう。

## 8 県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移

年 月	大分県	全 国	完全失業率の推移 (%)	
			大分県	全 国
令和4年1月	1.29	1.20		2.8
2月	1.28	1.21	2.0	2.7
3月	1.29	1.22		2.6
4月	1.31	1.23		2.5
5月	1.36	1.24	1.8	2.6
6月	1.37	1.27		2.6
7月	1.38	1.29		2.6
8月	1.37	1.32	1.8	2.5
9月	1.42	1.34		2.6
10月	1.39	1.35		2.6
11月	1.40	1.35		2.5
12月	1.40	1.35		2.5

資料：大分労働局「安定所別月間有効求人倍率の推移」

9 委員

区分	氏名	期別		37期	38期	39期	40期	41期	42期	43期
		H14.1.24~	H16.1.26~	H14.1.24~	H16.1.26~	H18.1.26~	H20.1.28~	H22.1.28~	H24.2.1~	H26.2.3~
公益委員	小川 達也	●	●							
	富盛 泉	○	○			●	●			
	千手 章夫									
	橋本 順	○	○							
	友永 清	○	○							
	宇野 綾					○	○	○	○(25.1.31辞)	
	曾根 和人					○	○			
	岩尾 允子					○	○	○	○	
	麻生 昭一					○	○	●	●	●
	佐藤 下モコ								○	○
	須賀 陽二								○	○
	鈴木 芳明								○	○
三浦 恭三									○(25.2.25任)	
三浦 恭三										
労働者委員	羽南 征一郎	△(15.1.31辞)	△(17.8.26辞)							
	舛友 俊一	△								
	棚村 和秀	△(15.2.1任)	△(17.1.24任)	△	△(20.7.22辞)					
	斎藤 忠三	△(15.1.31辞)		△						
	開田 惠三	△(15.2.1任)	△	△	△(20.7.22辞)					
	大場 光夫	△	△(16.11.30辞)							
	安東 テル子	△								
	森政 文		△	△	△(21.3.31辞)					
	馬場 徳明		△(17.1.24任)							
	嶋崎 龍生		△	△	△	△(23.10.28辞)				
	米田 正利			△						
	村田 佳到					△(20.10.9任)	△	△(幹事)	△(幹事)	
	戸高 勝敏					△(20.10.9任)				
	宗野 上彦					△(21.6.11任)				
	安東 伸彦						△	△(23.10.28辞)		
	吐合 史郎							△(23.11.7任)	△	
	小嶋 正人							△(23.11.7任)	△(24.10.10辞)	
	小代 佳子								△(24.10.11辞)	
首藤 浩二								△	△	
神田 健二								△(24.10.19任)	△(26.9.21辞)	
松尾 竜二								△(24.10.19任)	△(26.9.22任)	
志賀 慎									△	
使用者委員	後藤 誠人	▲	▲	▲	▲(21.1.31辞)					
	峯山 久彦	▲	▲	▲	▲					
	岡本 邦隆	▲	▲	▲						
	伊坂 信晴	▲	▲	▲						
	杉原 正晴	▲	▲	▲						
	赤松 健一郎				▲	▲	▲	▲	▲	▲
	田北 裕之					▲(21.3.17任)	▲(22.7.13辞)	▲	▲	▲
	川崎 伸宏							▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)
大塚 伸宏							▲(22.8.16任)	▲	▲	

区分	氏名	期別		44期	45期	46期	47期	47期	47期
		H28.2.3~	H30.2.7~	R2.2.12~	R4.2.16~	R4.7.27~	R4.9.5~		
公益委員	須賀 陽二	●	●						
	鈴木 芳明	○	○	○					
	三浦 惠子	○	○	○	○	○			
	関田 茂人	○	○	●	●	●	●	●	
	清水 立茂			○	○	○	○	○	
	柴田 尚博			○	○	○	○	○	
労働者委員	松尾 竜二	△	△	△					
	志賀 慎	△	△	△					
	佐藤 寛雅	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)				
	藤本 雅史	△	△	△					
	太田 美乃里	△	△	△					
	新宮 高志			△		△(幹事)	△(幹事)		
	石本 健二					△	△	△	
	林大 介子					△	△	△	
使用者委員	原口 享子							△	
	山本 悦子							△	
	杉原 晴郎	▲	▲						
	赤松 健一郎	▲	▲						
	田北 裕之	▲(幹事)	▲(幹事)						
	大塚 伸宏	▲	▲						
	馬場 伸宏	▲	▲						
	白川 直美		▲	▲	▲	▲	▲	▲	
大藤 野久			▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)		
兒玉 雅紀			▲	▲	▲	▲	▲		
熊林 康昭			▲	▲	▲	▲	▲		
高野 浩子			▲	▲	▲	▲	▲		

●会長 ○会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

10 事務局組織・職員数

年 度		定 数	現 員	組 織	
H11	5.1	12	11	事務局長	
				総務調整課	審 査 課
				総務調整係	審 査 係
H12	4.1	12	12	事務局長	
H13	4.1	11	11	調整審査課	
H14	4.1	11	10(～9.30)	総 務 係	調整審査係
			11(10.1～)		
H15	5.22	11	11	事務局長	
H16	4.1	10	10		
H17	4.1	10	10		
H18	4.1	10	10		
H19	5.1	9	9		
H20	4.1	9	9		調整審査課
H21	4.1	8	9		
H22	4.1	8	8		
H23	5.1	8	8		
H24	4.1	8	8		
H25	4.1	8	8		
H26	4.1	8	8		
H27	5.1	8	8		
H28	4.1	8	8		事務局長
H29	4.1	8	7(～9.30)		
			8(10.1～)		
H30	4.1	8	8	調整審査課	
H31(R元)	4.26	8	8	調整審査班	
R2	4.1	8	8		
R3	4.1	8	8		
R4	4.1	8	8		

## 11 大分県労働委員会規則

(平成17年5月24日大分県労働委員会規則第1号)  
改正(平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。)の規定に基づく大分県労働委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総会の種類等)

第2条 総会は、定例総会(労委規則第4条第1項の規定による総会をいう。以下同じ。)及び臨時総会(労委規則第4条第2項及び第5項の規定による総会をいう。)とする。

- 2 定例総会は、毎月第2火曜日及び第4火曜日に開催することを例とする。
- 3 労委規則第4条第2項の規定により知事又は3人以上の委員が臨時総会の開催の請求をしようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくともその期日の3日前までに、会長に通告しなければならない。
- 4 労委規則第4条第4項の規定により会長が総会を招集しようとするときには、少なくともその前日までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。
- 5 労委規則第4条第5項に規定する選挙のための総会の議事は、事務局長がつかさどる。
- 6 会長及び会長代理の選挙は、事務局長が会議に諮り、指名推薦又は無記名投票のいずれの方法によるかを決定した上で行うものとする。

(総会の付議事項)

第3条 労委規則第5条第1項第10号に規定する会長が必要と認める事項は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な審査に関する事項、総会の公開に関する事項等とする。

(総会の定足数)

第4条 総会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合、又は使用者委員、労働者委員及び公益委員が出席し、かつ、委員の3分の2以上が出席した場合に議事を開くことができるものとする。

(総会の公開)

第5条 法第21条第1項の規定による総会の公開は、総会において出席委員の3分の2以上の同意があった場合に行うことができる。

(公益委員会議)

第6条 労委規則第8条第1項の公益委員会議は、定例総会の開催の日を利用して開催するものとする。ただし、必要に応じて他の日に開催することができるものとする。

- 2 会長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、公益委員会議を招集するものとする。
  - 一 総会で議決したとき。
  - 二 3人以上の公益委員から請求があったとき。

(議事録)

第7条 総会の議事録には、議事の内容を要約して記録するものとする。

- 2 事務局長は総会の議事録について、直近の総会において議事録を事務局の職員に朗読させ、労委規則第15条第2項の承認を受けるものとする。

(労使委員の幹事)

- 第8条 使用者委員及び労働者委員(以下「労使委員」という。)は、それぞれの互選により各1名の幹事委員を置くものとする。
- 2 幹事委員は、労使委員各側の連絡調整に当たるものとする。

(審査の期間の目標)

第9条 法第27条の18に規定する審査の期間(和解の勧奨に要する期間は除く。)の目標は、不当労働行為事件の審査の実施に関して、委員会の全体として達成すべき目標を明確にすることによって、審査の迅速化を実現するため、次のとおりとする。

- 一 法第7条第1号、第3号及び第4号に掲げる行為に係る事件並びに同条第1号から第4号までに掲げる行為が複合した事件 360日
- 二 法第7条第2号に掲げる行為のみに係る事件 100日
- 2 具体的な審査計画の作成に当たっては、事実の認定等に必要な主張、立証の機会を抑制しないように配慮するとともに、争点や証拠等の内容に応じて審査の期間を決定するものとする。
- 3 第1項第1号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね90日(第1回委員調査にあつては60日)、結審から命令の交付までの期間をおおむね90日とするものとする。
- 4 第1項第2号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始まで

の期間をおおむね40日（第1回委員調査にあつては30日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね30日とするものとする。

（審査の計画）

- 第10条 法第27条の6に規定する審査の計画（以下「計画」という。）には、争点、証拠、審問予定及び審査進行の目安を記載するものとし、標準的な様式は別に定めるものとする。
- 2 作成した計画については、当事者の同意を得るよう努めるものとする。
  - 3 法第24条第1項の規定により参与する委員は、計画の迅速な作成及び審査の迅速化のため、調査の段階から直ちに参与することができるものとする。なお、この場合においては、文書により参与することができるものとする。
  - 4 計画の提示は、委員調査のときその他の適宜な時期及び方法を選んで行うものとする。ただし、審問の開始前において和解の可能性があると判断される場合は、この限りではない。
  - 5 審査委員は、次に掲げる場合は、計画の変更を行うものとする。
    - 一 重要な争点の追加又は変更が生じた場合
    - 二 多数の証人又は物件について証拠調べを行う必要が生じた場合
    - 三 審問の途中において、和解の勧奨を行ったが、和解が成立せず、審査の進行が計画より大幅に遅れている場合

（不当労働行為事件の審査の実施状況の公表）

- 第11条 法第27条の18に規定する審査の実施状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 事件番号
  - 二 請求する救済の内容
  - 三 申立年月日
  - 四 調査回数
  - 五 審問回数
  - 六 証人数
  - 七 審査の計画で定めた日数
  - 八 和解に要した日数
  - 九 計画変更により増減した日数
  - 十 処理日数
  - 十一 終結年月日
  - 十二 終結状況
- 2 前項の公表は、毎年3月31日までに、前年1月1日から12月31日までの間の分について行うものとする。
  - 3 第1項の公表は、大分県労働委員会会報、労働おおいた及び大分県庁ホームページの労働委員会のサイトに登載して行うものとする。

（調整事件の調整の実施状況の公表）

- 第12条 調整事件の調整の実施状況の公表は、法第20条に規定する労働争議のあっせん、調停、仲裁及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条に規定する個別労働関係紛争のあっせんに関する次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 事件番号
  - 二 区分
  - 三 調整事項
  - 四 申請年月日
  - 五 調査回数
  - 六 調整回数
  - 七 処理日数
  - 八 終結年月日
  - 九 終結状況
- 2 公表の時期及び方法については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（委任）

- 第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成18年に行う実施状況の公表については、この規則による改正後の大分県労働委員会規則第11条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、平成17年4月1日から同年12月31日までの間の分のものとする。

大分県労働委員会会報

第68号

(令和4年版)

令和5年2月発行

編集・発行 大分県労働委員会事務局  
大分市大手町3丁目1番1号  
電話：097-506-5241（直通）  
FAX：097-506-1788

(非売品)